

第4章 施策の展開



基本目標 1 誰もが安心して子育てできるまち

1-1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法に基づく）

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定事業計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和7（2025）年度から5年間における、「量の見込み」とそれに対応する「確保方策の内容及び実施時期等」について定めることとされています。

事業計画の策定にあたり、現在の事業の利用状況、令和5（2023）年度に実施した市民調査における潜在的な利用意向、今後の動向等を踏まえ、「量の見込み」と「確保方策」を算出しています。

| 子どものための教育・保育給付 | 地域子ども・子育て支援事業 |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| 幼稚園 保育園 認定こども園 小規模保育事業所 | 1. 利用者支援事業 |
| | 2. 地域子育て支援拠点事業 |
| | 3. 妊婦健康診査事業 |
| | 4. 乳児家庭全戸訪問事業 |
| | 5. 産後ケア事業 |
| | 6. 養育支援訪問事業 |
| 乳児等のための支援給付 | 7. 子育て世帯訪問支援事業 |
| | 8. 子育て短期支援事業 |
| 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） | 9. 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） |
| | 10. 一時預かり事業 |
| 子育てのための施設等利用給付 | 11. 時間外保育事業 |
| | 12. 病児保育事業 |
| 新制度未移行幼稚園 認可外保育施設 預かり保育事業等 | 13. 放課後児童健全育成事業 |
| | 14. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| | 15. 児童育成支援拠点事業 |
| | 16. 親子関係形成支援事業 |
| | 17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| | 18. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |

2 教育・保育給付及び施設等利用給付

小学校就学前の子どもが保育園や認定こども園等を利用する場合、年齢や保育の必要性、必要量に応じて教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定区分については次のとおりとなっています。

| 教育保育給付 認定区分 | 年齢要件・保育の必要性の有無 | 利用できる施設等 |
|----------------------|---|--------------------------------------|
| 1号認定 (教育標準時間認定) | 満3歳以上で認定こども園での教育を利用する子ども | 認定こども園 |
| 2号認定(3～5歳) (保育認定) | 満3歳以上で保護者の就労等により保育園・認定こども園での保育を利用する子ども | 保育園 認定こども園 |
| 3号認定(0～2歳) (保育認定) | 満3歳未満で保護者の就労等により保育園・認定こども園・小規模保育事業所での保育を利用する子ども | 保育園 認定こども園 (幼保連携型) 小規模保育事業所 |

また、令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用者を対象として施設等利用給付認定が創設されました。認定区分については次のとおりとなっています。

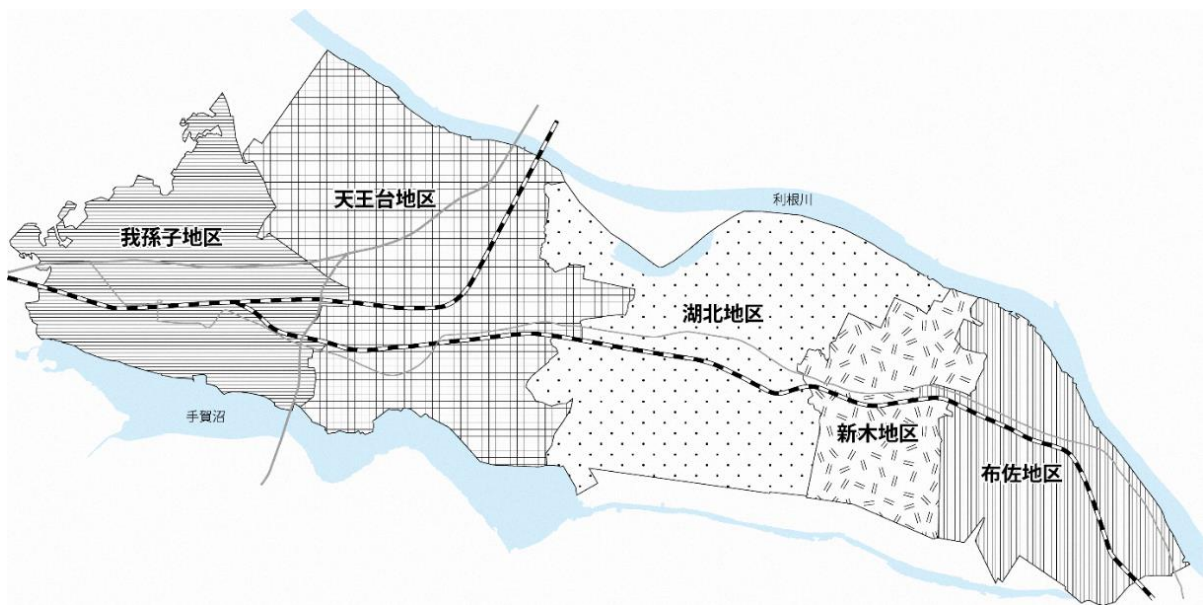
| 施設等利用給付 認定区分 | 年齢要件・保育の必要性の有無 | 利用できる施設等 |
|-----------------|--|----------------|
| 新1号認定 | 満3歳以上で幼稚園での教育を利用する子ども | 幼稚園 |
| 新2号認定 (3～5歳) | 3歳以上で保護者の就労等により幼稚園・認可外保育施設での保育を利用する子ども | 幼稚園 認可外保育施設 |
| 新3号認定 (0～2歳) | 満3歳以降最初の3月31日までの間で保護者の就労等により幼稚園・認可外保育施設での保育を利用し、かつ市民税世帯非課税である子ども | 幼稚園 認可外保育施設 |



3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

将来像を示す我孫子市基本構想の「地区別構想」に即し、5地区（我孫子地区・天王台地区・湖北地区・新木地区・布佐地区）を圏域として設定し、地区別の教育・保育の定員と確保方策を設定します。なお、乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質上、全域を1圏域として設定するものとします。



施設一覧（令和6（2024）年10月1日現在）

| 地区 | 幼稚園 | 保育園 | 認定こども園 | 小規模保育事業所 | 企業主導型保育施設 |
|----------|--------------------|---|--|---------------------------|-----------|
| 我孫子 | ○めばえ幼稚園 ○二階堂幼稚園 | ●寿保育園 ●つくし野保育園 ○アンジェリカ保育園 ○ぼけっとランドあびこ保育園 ○めばえの森保育園 ○あびこ菜の花保育園 ○聖華みどり保育園 ○根戸保育園 | ○ひかり幼稚園 ○つくしの幼稚園 | ○あびこ若松保育園 ○我孫子さくらっ子保育園 | |
| 天王台 | | ○天王台双葉保育園 ○川村学園女子大学附属保育園 ○天王台さくら保育園 ○東あびこ聖華保育園 ○天王台ななほ保育園 ○ミルクィホーム天王台園 | | ○ぴくしーらんど | ○羽くくむ保育園 |
| 湖北 | | ●湖北台保育園 ○湖北保育園 ○慈紡保育園 ○つばめ保育園 | ○恵愛こども園 ○柏鳳保育園 ○わかくきこども園 ○湖北台幼稚園 ○湖北白ばら幼稚園 | | |
| 新木 布佐 | ○布佐台幼稚園 | ○双葉保育園 ○禮和保育園 | ○布佐宝保育園 ○わだ幼稚園 | | |

●公立 ○私立

4 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

現状と実績を踏まえ、次頁以降に、年間を通じての各圏域別・各認定区分に応じた入園児童数の量の見込みと確保方を定めました。

【現状】

本市では、令和6（2024）年10月時点で保育園が20園（公立3園・私立17園）、幼保連携型認定こども園が4園、幼稚園型認定こども園が5園、私立幼稚園が3園、小規模保育事業所が3事業所あります。入園状況は、過去5年間でみると全体的に保育需要が増加傾向にあり、幼稚園は減少傾向となっています。

【実績（全域）】

単位：人

| 令和2年度 | 特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在) | | | | | 計 |
|-------|-------------------------------|------|-------|-----|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | 3歳児以上 | 教育希望 | 左記以外 | 0歳児 | 1・2歳児 | |
| 利用児童数 | 601 | 76 | 1,357 | 54 | 755 | 2,843 |
| 利用定員 | 1,778 | 494 | 1,548 | 243 | 888 | 4,951 |

| 令和3年度 | 特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在) | | | | | 計 |
|-------|-------------------------------|------|-------|-----|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | 3歳児以上 | 教育希望 | 左記以外 | 0歳児 | 1・2歳児 | |
| 利用児童数 | 622 | 84 | 1,386 | 81 | 749 | 2,922 |
| 利用定員 | 1,786 | 486 | 1,540 | 244 | 898 | 4,954 |

| 令和4年度 | 特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在) | | | | | 計 |
|-------|-------------------------------|------|-------|-----|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | 3歳児以上 | 教育希望 | 左記以外 | 0歳児 | 1・2歳児 | |
| 利用児童数 | 605 | 72 | 1,356 | 76 | 780 | 2,889 |
| 利用定員 | 1,586 | 466 | 1,543 | 242 | 901 | 4,738 |

| 令和5年度 | 特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在) | | | | | 計 |
|-------|-------------------------------|------|-------|-----|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | 3歳児以上 | 教育希望 | 左記以外 | 0歳児 | 1・2歳児 | |
| 利用児童数 | 551 | 92 | 1,398 | 61 | 727 | 2,829 |
| 利用定員 | 1,583 | 469 | 1,543 | 242 | 901 | 4,738 |

| 令和6年度 | 特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在) | | | | | 計 |
|-------|-------------------------------|------|-------|-----|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | 3歳児以上 | 教育希望 | 左記以外 | 0歳児 | 1・2歳児 | |
| 利用児童数 | 483 | 84 | 1,447 | 68 | 722 | 2,804 |
| 利用定員 | 1,020 | 496 | 1,467 | 187 | 702 | 3,872 |

(1) 全域

各地区の不足については、市内全域で確保します。

【令和7年度】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 2,394 | | | 655 | 680 | 759 |
| 量の見込み（A） | | 658 | 493 | 1,243 | 242 | 401 | 435 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 632 | 134 | 1,333 | 179 | 302 | 351 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 377 | 493 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 12 | 22 | 23 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 1,009 | 627 | 1,333 | 193 | 326 | 376 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 351 | 134 | 90 | △49 | △75 | △59 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 182 | 65 | 120 | 137 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 351 | 134 | 272 | 16 | 45 | 78 |

（各年度3月1日時点）

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

※表中の小規模保育は、1号認定及び2号認定が満3歳以上限定施設、3号認定が0～2歳児までの施設です。

【 令和8年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 2,377 | | | 644 | 677 | 755 |
| 量の見込み（A） | | 653 | 490 | 1,234 | 241 | 406 | 440 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 632 | 134 | 1,333 | 179 | 302 | 351 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 380 | 490 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 12 | 22 | 23 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 1,012 | 624 | 1,333 | 193 | 326 | 376 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 359 | 134 | 99 | △48 | △80 | △64 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 182 | 65 | 120 | 137 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 359 | 134 | 281 | 17 | 40 | 73 |

【 令和9年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 2,365 | | | 638 | 664 | 751 |
| 量の見込み（A） | | 652 | 486 | 1,227 | 243 | 408 | 446 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 632 | 134 | 1,333 | 179 | 302 | 351 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 384 | 486 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 12 | 22 | 23 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 1,016 | 620 | 1,333 | 193 | 326 | 376 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 364 | 134 | 106 | △50 | △82 | △70 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 182 | 65 | 120 | 137 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 364 | 134 | 288 | 15 | 38 | 67 |

【 令和10年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 2,352 | | 636 | 660 | 738 | |
| 量の見込み（A） | | 649 | 483 | 1,220 | 245 | 413 | 448 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 632 | 134 | 1,333 | 179 | 302 | 351 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 387 | 483 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 12 | 22 | 23 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 1,019 | 617 | 1,333 | 193 | 326 | 376 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 370 | 134 | 113 | △52 | △87 | △72 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 182 | 65 | 120 | 137 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 370 | 134 | 295 | 13 | 33 | 65 |

【 令和11年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 2,329 | | 631 | 655 | 733 | |
| 量の見込み（A） | | 640 | 481 | 1,208 | 246 | 417 | 452 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 632 | 134 | 1,333 | 179 | 302 | 351 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 389 | 481 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 12 | 22 | 23 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 1,021 | 615 | 1,333 | 193 | 326 | 376 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 381 | 134 | 125 | △53 | △91 | △76 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 182 | 65 | 120 | 137 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 381 | 134 | 307 | 12 | 29 | 61 |

(2) 我孫子地区

【 令和7年度 】

単位：人

| | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | | |
|-------------------|---|-------|------|------|-----|-----|-----|
| | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | |
| 児童数（推計） | | 1,050 | | 268 | 279 | 305 | |
| 量の見込み（A） | 320 | 182 | 548 | 116 | 189 | 186 | |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、 保育園、 認定こども園 | 220 | 70 | 567 | 88 | 128 | 157 |
| 新制度未移行 幼稚園 | 上記以外の 幼稚園 | 245 | 325 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 16 | 16 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外 保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 465 | 395 | 567 | 94 | 144 | 173 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 145 | 213 | 19 | △22 | △45 | △13 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 76 | 30 | 60 | 50 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 145 | 213 | 95 | 8 | 15 | 37 |

【 令和8年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 1,049 | | | 268 | 279 | 305 |
| 量の見込み（A） | | 320 | 181 | 548 | 116 | 189 | 186 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 220 | 70 | 567 | 88 | 128 | 157 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 246 | 324 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 16 | 16 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 466 | 394 | 567 | 94 | 144 | 173 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 146 | 213 | 19 | △22 | △45 | △13 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 76 | 30 | 60 | 50 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 146 | 213 | 95 | 8 | 15 | 37 |

【 令和9年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 1,047 | | | 267 | 278 | 305 |
| 量の見込み（A） | | 319 | 181 | 547 | 116 | 189 | 186 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 220 | 70 | 567 | 88 | 128 | 157 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 249 | 321 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 16 | 16 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 469 | 391 | 567 | 94 | 144 | 173 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 150 | 210 | 20 | △22 | △45 | △13 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 76 | 30 | 60 | 50 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 150 | 210 | 96 | 8 | 15 | 37 |

【 令和10年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 1,046 | | | 267 | 278 | 304 |
| 量の見込み（A） | | 319 | 181 | 546 | 116 | 188 | 185 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 220 | 70 | 567 | 88 | 128 | 157 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 250 | 320 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 16 | 16 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 470 | 390 | 567 | 94 | 144 | 173 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 151 | 209 | 21 | △22 | △44 | △12 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 76 | 30 | 60 | 50 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 151 | 209 | 97 | 8 | 16 | 38 |

【 令和11年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 1,044 | | | 266 | 277 | 304 |
| 量の見込み（A） | | 318 | 181 | 545 | 116 | 188 | 185 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 220 | 70 | 567 | 88 | 128 | 157 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 251 | 319 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 16 | 16 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 471 | 389 | 567 | 94 | 144 | 173 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 153 | 208 | 22 | △22 | △44 | △12 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 76 | 30 | 60 | 50 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 153 | 208 | 98 | 8 | 16 | 38 |

(3) 天王台地区

【 令和7年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|---|------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 698 | | 227 | 218 | 247 | |
| 量の見込み（A） | | 239 | 117 | 342 | 64 | 114 | 129 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、 保育園、 認定こども園 | 0 | 0 | 338 | 48 | 80 | 84 |
| 新制度未移行 幼稚園 | 上記以外の 幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 7 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外 保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 0 | 0 | 338 | 56 | 88 | 93 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | △239 | △117 | △4 | △8 | △26 | △36 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 40 | 9 | 33 | 43 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | △239 | △117 | 36 | 1 | 7 | 7 |

【 令和8年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 688 | | | 217 | 216 | 244 |
| 量の見込み（A） | | 235 | 117 | 336 | 63 | 117 | 133 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 0 | 0 | 338 | 48 | 80 | 84 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 7 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 0 | 0 | 338 | 56 | 88 | 93 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | △235 | △117 | 2 | △7 | △29 | △40 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 40 | 9 | 33 | 43 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | △235 | △117 | 42 | 2 | 4 | 3 |

【 令和9年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 682 | | | 214 | 206 | 242 |
| 量の見込み（A） | | 235 | 115 | 332 | 65 | 118 | 138 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 0 | 0 | 338 | 48 | 80 | 84 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 7 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 0 | 0 | 338 | 56 | 88 | 93 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | △235 | △115 | 6 | △9 | △30 | △45 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 40 | 9 | 33 | 43 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | △235 | △115 | 46 | 0 | 3 | △2 |

【 令和10年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 676 | | | 212 | 204 | 232 |
| 量の見込み（A） | | 233 | 114 | 329 | 66 | 122 | 139 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 0 | 0 | 338 | 48 | 80 | 84 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 7 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 0 | 0 | 338 | 56 | 88 | 93 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | △233 | △114 | 9 | △10 | △34 | △46 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 40 | 9 | 33 | 43 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | △233 | △114 | 49 | △1 | △1 | △3 |

【 令和11年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 661 | | | 210 | 202 | 229 |
| 量の見込み（A） | | 226 | 113 | 322 | 68 | 126 | 142 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 0 | 0 | 338 | 48 | 80 | 84 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 7 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 0 | 0 | 338 | 56 | 88 | 93 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | △226 | △113 | 16 | △12 | △38 | △49 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 40 | 9 | 33 | 43 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | △226 | △113 | 56 | △3 | △5 | △6 |

(4) 湖北地区

【 令和7年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|---|------|-------|------|------|-----|----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 340 | | 85 | 94 | 119 | |
| 量の見込み（A） | | 56 | 101 | 183 | 43 | 61 | 83 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育 ・保育施設 | 幼稚園、 保育園、 認定こども園 | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 新制度未移行 幼稚園 | 上記以外の 幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外 保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 241 | △57 | 116 | △10 | 5 | △6 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 21 | 15 | 18 | 24 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 241 | △57 | 137 | 5 | 23 | 18 |

【 令和8年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 337 | | | 84 | 93 | 118 |
| 量の見込み（A） | | 56 | 100 | 181 | 42 | 60 | 82 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 241 | △56 | 118 | △9 | 6 | △5 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 21 | 15 | 18 | 24 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 241 | △56 | 139 | 6 | 24 | 19 |

【 令和9年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 334 | | | 83 | 92 | 117 |
| 量の見込み（A） | | 55 | 99 | 180 | 42 | 59 | 81 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 242 | △55 | 119 | △9 | 7 | △4 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 21 | 15 | 18 | 24 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 242 | △55 | 140 | 6 | 25 | 20 |

【 令和10年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 331 | | 83 | 91 | 116 | |
| 量の見込み（A） | | 55 | 98 | 178 | 42 | 59 | 81 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 242 | △54 | 121 | △9 | 7 | △4 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 21 | 15 | 18 | 24 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 242 | △54 | 142 | 6 | 25 | 20 |

【 令和11年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 328 | | 82 | 90 | 115 | |
| 量の見込み（A） | | 54 | 97 | 177 | 41 | 58 | 80 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 297 | 44 | 299 | 33 | 66 | 77 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 243 | △53 | 121 | △8 | 8 | △3 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 21 | 15 | 18 | 24 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 243 | △53 | 142 | 7 | 26 | 21 |

(5) 新木・布佐地区

【 令和7年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|----|----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 306 | | 75 | 89 | 88 | |
| 量の見込み（A） | | 43 | 93 | 170 | 19 | 37 | 37 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 115 | 20 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 132 | 168 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 247 | 188 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 過不足・充足（C）=（B）－（A） | | 204 | 95 | △41 | △9 | △9 | △4 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 45 | 11 | 9 | 20 |
| 確保後の過不足・充足（C）+（D） | | 204 | 95 | 4 | 2 | 0 | 16 |

【 令和8年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 303 | | 75 | 89 | 88 | |
| 量の見込み（A） | | 42 | 92 | 169 | 20 | 40 | 39 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 115 | 20 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 134 | 166 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 249 | 186 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 207 | 94 | △40 | △10 | △12 | △6 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 45 | 11 | 9 | 20 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 207 | 94 | 5 | 1 | △3 | 14 |

【 令和9年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 302 | | 74 | 88 | 87 | |
| 量の見込み（A） | | 43 | 91 | 168 | 20 | 42 | 41 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 115 | 20 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 135 | 165 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 250 | 185 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 207 | 94 | △39 | △10 | △14 | △8 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 45 | 11 | 9 | 20 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 207 | 94 | 6 | 1 | △5 | 12 |

【 令和10年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 299 | | 74 | 87 | 86 | |
| 量の見込み（A） | | 42 | 90 | 167 | 21 | 44 | 43 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 115 | 20 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 137 | 163 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 252 | 183 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 210 | 93 | △38 | △11 | △16 | △10 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 45 | 11 | 9 | 20 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 210 | 93 | 7 | 0 | △7 | 10 |

【 令和11年度 】

単位：人

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 児童数（推計） | | 296 | | 73 | 86 | 85 | |
| 量の見込み（A） | | 42 | 90 | 164 | 21 | 45 | 45 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育園、認定こども園 | 115 | 20 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 新制度未移行幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | 138 | 162 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業主導型保育事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育施設 | 認証保育園等 上記以外の施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保量合計（B） | | 253 | 182 | 129 | 10 | 28 | 33 |
| 過不足・充足（C）＝（B）－（A） | | 211 | 92 | △35 | △11 | △17 | △12 |
| 当該年度までに新たに確保する量 | | | | | | | |
| 定員の弾力化による確保量（D） | | 0 | 0 | 45 | 11 | 9 | 20 |
| 確保後の過不足・充足（C）＋（D） | | 211 | 92 | 10 | 0 | △8 | 8 |

【 今後の方向性 】

人口推計や市民ニーズ調査の結果から、今後就学前児童数が減少することに伴い、教育・保育の量の見込みも減少していく傾向となっています。ただし、地区によっては保育のニーズ量が横ばいとなる傾向が見込まれる地区も出ています。

天王台地区については、教育ニーズに対しての確保量（定員数）がありませんが、市内全域で見ると確保量は充足しているため、他地区の施設を利用することで、教育ニーズに対応していきます。

また、全体的に0歳児、1歳児、2歳児の保育のニーズ量が高く、共働き世帯の増加により、今後も需要は続くと思われます。そのため、現時点の保育施設の確保量（定員数）では定員の確保が困難であることから施設の有効面積に応じて、待機児童のゼロを堅持するために引き続き定員の弾力化を図り、年間を通じて定員の確保を行っていきます。

5 乳児等のための支援給付

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

保育園等に通っていない0歳6か月から3歳未満の子どもを対象に、保育園や認定こども園・幼稚園等で月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず預かりを行う制度です。子どもは家庭とは異なる経験や、家族以外の人と係る機会を得ることで社会性が育まれ、子どもの健やかな成長を促します。また、保護者には子育てに関する相談を行います。

《実施園》 寿保育園

【量の見込み】

単位：人日

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児 | 量の見込み | — | 23 | 23 | 23 | 22 |
| | 確保方策 | — | 23 | 23 | 23 | 22 |
| 1歳児 | 量の見込み | — | 16 | 15 | 15 | 14 |
| | 確保方策 | — | 16 | 15 | 15 | 14 |
| 2歳児 | 量の見込み | — | 18 | 18 | 17 | 16 |
| | 確保方策 | — | 18 | 18 | 17 | 16 |

※量の見込みの考え方：0歳6か月から満3歳未満の未就園児数×10時間／176時間（定員一人1月あたりの受入れ可能時間数）

【今後の方向性】

- ・令和8（2026）年度からの本格実施に向け、定員の確保に取り組めます。
- ・令和9（2027）年度以降は、利用実績を踏まえて対応します。

6 教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本市では、子育て家庭の状況や地域の実情に応じて、認定こども園の普及に努めるとともに、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、引き続き情報提供や相談・助言等、移行に向けた必要な支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の提供

本市では、保育士に対する合同研修会や人材確保対策の充実等、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向も踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する人材を活用して質の高い教育・保育を提供しています。また、特に配慮が必要な子どもに対して必要な支援を行っています。

今後は、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国にルーツを持つ幼児が増加していることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに小学校との連携について

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設です。家庭的保育事業や小規模保育事業等の地域型保育事業は、本市において、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担う施設です。

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う両者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

また、小学校との連携については、幼保小連携推進委員会の開催や、地区別会議、研修会や交流活動を行い、小学校教育への円滑な移行を推進します。

(4) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保

乳児等通園支援事業は、0歳6か月から3歳未満の未就園児対象に、集団生活の機会を通じて子どもの成長を促し、一時預かりや相談支援等で子育て家庭をサポートする制度です。

幼稚園及び幼稚園型認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努め、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

また、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができ体制の整備に努めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元（2019）年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

保護者や特定子ども・子育て支援施設等に対して、年2回以上支給することを基本とし、公正かつ適正な支給となるよう、対象者や事業等により支給回数を検討していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、千葉県と連携を図りながら実施します。

8 基本指針に基づく任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

・ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、

①要保護児童対策地域協議会において、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関との連携を強化します。

②子どもに関する相談窓口の体制を充実させ、周知を図ります。

③地域子育て相談機関は、身近な相談先として、子育て家庭と継続的につながり、また、こども家庭センターと密接に連携します。

・ 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保方策及び経済的支援策により、総合的な自立支援を推進します。

・ 障害児施策の充実等

障害児等特別な支援が必要な子どもに対し、児童発達支援センターをはじめ、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携・協力し、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進する体制を整備します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

企業や市民に向けたワーク・ライフ・バランスの理念の普及や実践の促進に努めるとともに、保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等、多様な働き方に対応した子育て支援施策を展開します。

(4) 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、こども家庭センター、地域子育て相談機関、児童発達支援センター等、子育て支援に係る関係機関が十分に連携できるよう、事業内容や課題等について情報を共有する場を設ける等、連携の方法を検討します。

9 地域子ども・子育て支援事業

事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

1. 利用者支援事業《保育課、子ども相談課、健康づくり支援課》

【概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。なお、利用者支援事業には次の形態があります。

①基本型（地域子育て相談機関）

主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業

《実施施設》子育て支援センター（にこにこ広場）、公立保育園

②特定型

主として、市町村の窓口で保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施する事業

《実施施設》保育課

③こども家庭センター型

主に児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等を配置し、それぞれの専門性に応じた業務を実施する事業

《実施施設》子ども相談課、健康づくり支援課（保健センター）

④妊婦等包括相談支援事業型

主に保健師、助産師の専門職等を配置し、伴走型相談支援を実施する事業

《実施施設》健康づくり支援課（保健センター）、子ども相談課

【現状】

単位：か所

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※令和6年度は、経過措置により母子保健型をこども家庭センター型とする。（各年度4月1日時点）

【 量の見込みと確保方策 】

基本型・特定型・こども家庭センター型

単位：か所

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 基本型 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 (B) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 基本型 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差引 (B) — (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出。

妊婦等包括相談支援事業型

単位：回

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 1,417 | 1,410 | 1,412 | 1,407 | 1,402 |
| 確保方策 (B) | 1,417 | 1,410 | 1,412 | 1,407 | 1,402 |
| 面談実施回数 | | | | | |
| 健康づくり支援課 (保健センター) | 1,397 | 1,390 | 1,392 | 1,387 | 1,382 |
| 子ども相談課 | | | | | |
| 上記以外で業務委託 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 差引 (B) — (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数をその前年度妊娠届出数とし、妊娠届出数に面談見込み日数を乗じて算出。

【 今後の方向性 】

基本型では、地域子育て相談機関として、すべての妊産婦及び子どもとその家族からの相談に応じ、関連機関と連携しながら継続的に支援する体制を中学校区に1か所を目安に整備していきます。

こども家庭センター型については、令和8(2026)年度までにこども家庭センターの設置を目指します。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために、母子保健、児童福祉それぞれの専門性を生かせるよう組織体制を整えます。子育てや子どもに関する相談を受け、状況を把握するとともに、支援につなげるため、関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

妊婦等包括相談支援事業型では、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

2. 地域子育て支援拠点事業《保育課》

【概要】

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

《実施施設》

- ・我孫子市子育て支援センター にこにこ広場（我孫子地区）
- ・川村学園女子大学附属保育園子育て支援センター かわむらんど（天王台地区）
- ・湖北台保育園子育て支援センター すまいる広場（湖北地区）
- ・布佐宝保育園子育て支援センター ぐるんぱクラブ（布佐地区）

【現状】

単位：人（延べ利用人数）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 年間延べ利用人数 | 12,899 | 22,100 | 31,739 | 41,928 | — |

（各年度3月末時点）

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ利用人数）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（A） | 36,566 | 36,200 | 35,838 | 35,480 | 35,125 |
| 確保方策（B） | 36,566 | 36,200 | 35,838 | 35,480 | 35,125 |
| 差引（B）－（A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

子育て中の親子が気軽に集い、交流する場や育児について相談する場を提供することで、子育て世帯が家庭で孤立することなく、地域で子育てのつながりを作ることができ、安心して子育てをできる環境整備に努めます。

3. 妊婦健康診査事業<<健康づくり支援課>>

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、診察、計測、必要に応じた医学的検査、健康状態の把握、保健指導等を実施する事業です。市が妊婦健康診査費用の一部を助成します。

回数：妊娠期 14 回

利用方法：母子健康手帳発行時に別冊として受診券を交付し、医療機関等で実施した健診項目について、市が費用を助成します。

【現状】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間受診対象者数(人) | 780 | 703 | 682 | 666 | — |
| 年間受診実人数(人) | 740 | 677 | 664 | 641 | — |
| 年間健診延べ回数(回) | 8,978 | 8,462 | 8,080 | 7,923 | — |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|--|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み 年間受診対象者数(人) | 644 | 638 | 636 | 631 | 626 |
| 年間健診延べ回数(回) | 7,985 | 7,911 | 7,886 | 7,824 | 7,762 |
| 確保方策(実施体制) | 実施場所：県内契約医療機関・県外契約医療機関 契約外医療機関の場合は、申請により償還払い 検査項目：診察・計測・血圧、尿化学検査、血液型、梅毒血清反応検査、貧血、血糖、不規則抗体、B型肝炎、風疹、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1 抗体、B群溶連菌 | | | | |

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数をその前年度妊婦健康診査年間受診対象者数の量見込みとして算出。年間健診回数は妊婦健康診査年間受診対象者数に令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の受診回数平均12.4回を乗じて算出。

【今後の方向性】

妊娠期には早産、流産、妊娠中毒症等の予防や経過観察が必要であり、医療機関等において定期的に妊婦健康診査を受け、常にその健康状態を把握する必要があるため、今後も実施します。

本市では、産後うつの予防等を図るため、平成29(2017)年4月から、出産後間もない時期(おおよそ産後2週間と1か月)のメンタルチェックを含めた産婦健康診査を行っています。今後も引き続き産後のお母さんの心身の健康への支援を行います。

4. 乳児家庭全戸訪問事業「健康づくり支援課」

【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師及び保健師が訪問して個別相談を行い、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供、必要な助言を行う事業です。

【現状】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (見込) |
|---------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 年間訪問実人数 | 627 | 681 | 620 | 669 | 625 |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|--|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み 年間訪問人数 | 655 | 644 | 638 | 636 | 631 |
| 確保方策（実施体制） | 実施体制：19人 実施機関：健康づくり支援課（保健センター）、個別委託 | | | | |

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数。

【今後の方向性】

育児不安を抱える人が増えていると言われる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう専門的な支援や助言を行うために、本市では助産師及び保健師が訪問しています。引き続き助産師及び保健師の確保と、家庭訪問技術の向上のための研修を継続して実施し、全戸訪問に努めます。また、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

5. 産後ケア事業《健康づくり支援課》

【概要】

出産後、産後ケア施設への宿泊や通所にて、母子への心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。母体管理、生活面の指導、乳房ケア、沐浴・授乳方法の指導、赤ちゃん発育チェック、乳児ケア、子育てに関する相談・指導を行います。

【現状】

単位：日

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (見込) |
|------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 利用日数 | 152 | 136 | 209 | 175 | 384 |

(各年度3月末時点)

※令和5（2023）年度までの利用日数の実績値、令和6（2024）年度は利用見込日数。令和6（2024）年度より産後ケア事業の利用対象者の要件を緩和。

【量の見込みと確保方策】

単位：日

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（A） 利用日数 | 371 | 365 | 362 | 361 | 358 |
| 確保方策（B） | 371 | 365 | 362 | 361 | 358 |
| 差引（B）－（A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数に対し、令和6（2024）年度の0歳人口1人あたりの利用見込日数を乗じて算出。

【今後の方向性】

退院後の母子に対して心身のケアや、育児のサポート等きめ細かいサービスを提供し、安心して子育てができるように、引き続き事業を実施します。

また、必要に応じて利用施設と連携を図り、地域での切れ目のない支援につなげていきます。

6. 養育支援訪問事業《子ども相談課》

【概要】

家庭における適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育に関する相談支援を行う事業です。

【現状】

単位：世帯

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (見込) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 年間延べ派遣世帯数 | 17 | 7 | 16 | 19 | 14 |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：世帯

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 確保方策 (B) | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 差引 (B) - (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：対象家庭への訪問率100%を目指すため、量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

関係機関との情報共有を行うことで支援が必要な家庭を把握し、速やかに支援につなげます。また、相談支援を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

7. 子育て世帯訪問支援事業《子ども相談課》

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

【現状】 新規事業

【量の見込みと確保方策】

単位：世帯

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| 確保方策 (B) | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| 差引 (B) - (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：類似事業である養育支援訪問事業とママヘルプサービス事業の令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：対象家庭への訪問率100%を目指すため、量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

関係機関との情報共有を行うことで支援が必要な家庭を把握し、速やかに支援につなげます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

8. 子育て短期支援事業《子ども相談課》

【概要】

保護者の病気や事故、育児疲れ等の事由により子どもの養育が困難となった場合に、一時的に子どもを児童養護施設で預かる事業です。次の2種類があります。

◆ 宿泊

宿泊を伴う利用です。

最長7日間の宿泊ができます。

◆ 日帰り・夜間

日帰り（午前7時から午後6時）または、

夜間（午後6時から午後10時まで）の利用です。

《実施園》児童養護施設「晴香園」（松戸市）

【現状】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (見込) |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 宿泊 | 31 | 12 | 14 | 9 | 9 |
| 日帰り・夜間 | 8 | 12 | 53 | 7 | 74 |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 宿泊 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 日帰り・夜間 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 確保方策 (B) | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 宿泊 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 日帰り・夜間 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 差引 (B) - (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の事業の実績から年間平均利用率を算出し、本計画における人口推計1歳～18歳の推計人数に掛け合わせ、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：児童養護施設「晴香園」（松戸市）に事業委託し、短期入所用の居室を確保するため、量見込みと同数とする。

【今後の方向性】

保護者の子育ての負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために、サービスを必要としている家庭が制度をより利用しやすくなるように事前に面談や情報提供等を行います。

9. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〈保育課〉

【概要】

保育園、幼稚園、学童保育、習い事の送迎をはじめ、保育園、幼稚園、学童保育等の開始時間前及び終了時間後の預かり等に対応するため、子育てを手助けしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（提供会員）が会員となり互助活動を行う事業です。ファミリーサポートセンターのアドバイザーが、それぞれの希望により会員同士を紹介します。

【現状】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 預かり保育・送迎 | 2,691 | 3,665 | 2,283 | 2,444 | — |
| 病児・病後児保育 | 0 | 0 | 10 | 30 | — |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 2,444 | 2,430 | 2,415 | 2,400 | 2,385 |
| 預かり保育・送迎 | 2,414 | 2,400 | 2,385 | 2,371 | 2,356 |
| 病児・病後児保育 | 30 | 30 | 30 | 29 | 29 |
| 確保方策 (B) | 2,444 | 2,430 | 2,415 | 2,400 | 2,385 |
| 預かり保育・送迎 | 2,414 | 2,400 | 2,385 | 2,371 | 2,356 |
| 病児・病後児保育 | 30 | 30 | 30 | 29 | 29 |
| 差引 (B) — (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 預かり保育・送迎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病児・病後児保育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の子ども人口とファミリーサポートセンター事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、令和5（2023）年度の利用率を採用し、本計画における人口推計の子ども人口に掛け合わせて算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるような量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

利用会員のニーズが充足されるよう、提供会員の増加に向けた取組を行います。また、提供会員向けの講習や交流会を実施します。

10. 一時預かり事業〈保育課〉

【概要】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育園、幼稚園等で一時的に預かる事業です。在園児対象、在園児以外対象の2種類があります。

◆ 在園児対象

幼稚園や認定こども園に通う園児を対象に、教育時間の前後や長期休園期間中に一時的に預かりを行うものです。

◆ 在園児以外対象

保育園等に在園していない児童の保護者の就労や疾病・出産・看護、育児リフレッシュ等により保育が必要な場合に、保育園・認定こども園において一時的に預かりを行うものです。

① 一時預かり事業（在園児対象）

《実施園》

<幼稚園・認定こども園> … 10園

- ・めばえ幼稚園 ・二階堂幼稚園 ・布佐台幼稚園 ・ひかり幼稚園 ・湖北台幼稚園
- ・つくしの幼稚園 ・わだ幼稚園 ・湖北白ばら幼稚園 ・布佐宝保育園
- ・わかくきこども園

【現状】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 年間利用人数 | 22,390 | 29,207 | 23,254 | 27,166 | — |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 27,054 | 26,889 | 26,724 | 26,560 | 26,395 |
| 確保方策(B) | 27,054 | 26,889 | 26,724 | 26,560 | 26,395 |
| 差引(B)－(A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、最大の利用率を採用し、幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用推計から一時預かり人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

② 一時預かり事業（在園児以外対象）

《実施園》

<保育園・認定こども園> … 8園

- ・つくし野保育園 ・恵愛こども園 ・柏鳳保育園 ・川村学園女子大学附属保育園
- ・アンジェリカ保育園 ・禮和保育園 ・天王台ななほ保育園
- ・ミルキーホーム天王台園

【現状】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間利用人数 | 1,613 | 1,742 | 1,452 | 1,286 | — |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 1,473 | 1,476 | 1,455 | 1,447 | 1,444 |
| 確保方策(B) | 1,473 | 1,476 | 1,455 | 1,447 | 1,444 |
| 差引(B)－(A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、令和5（2023）年度の利用率を採用し、保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用推計から一時預かり人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

在園児対象の一時預かりは、幼稚園や認定こども園に通う園児に対する多様なニーズの受け皿として、提供体制を確保していきます。

在園児以外対象の一時預かりは、保育園等に在園していない児童の家庭において、就労や疾病、看護、日常生活上の突発的な事情、育児リフレッシュ等を目的に、一時的に児童を預かることで、安心して子育てができる環境を提供していきます。

11. 時間外保育事業《保育課》

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等で引き続き保育を実施する事業です。

《実施園》

<保育園> … 全園 20 園

- ・寿保育園 ・湖北台保育園 ・つくし野保育園
- ・湖北保育園 ・慈紡保育園 ・双葉保育園 ・天王台双葉保育園
- ・川村学園女子大学附属保育園 ・アンジェリカ保育園 ・つばめ保育園 ・禮和保育園
- ・ぽけっとランドあびこ保育園 ・めばえの森保育園 ・天王台さくら保育園
- ・あびこ菜の花保育園 ・聖華みどり保育園 ・東あびこ聖華保育園
- ・天王台ななほ保育園 ・ミルキーホーム天王台園 ・根戸保育園

<認定こども園> … 全園 9 園

- ・布佐宝保育園 ・恵愛こども園 ・柏鳳保育園 ・わかくさこども園
- ・ひかり幼稚園 ・湖北台幼稚園 ・つくしの幼稚園 ・わだ幼稚園 ・湖北白ばら幼稚園

<小規模保育事業所> … 全園 3 園

- ・ぴくしーらんど ・あびこ若松保育園 ・我孫子さくらっ子保育園

【現状】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (見込) |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 年間利用人数 | 5,602 | 5,904 | 5,887 | 6,113 | 6,123 |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 7,440 | 7,392 | 7,344 | 7,320 | 7,284 |
| 確保方策 (B) | 7,440 | 7,392 | 7,344 | 7,320 | 7,284 |
| 差引 (B) - (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

12. 病児保育事業《保育課》

【概要】

保護者の就労等の理由で、家庭での保育や保育園等における集団保育が困難な病気回復期や急変が認められない児童を、医療機関に併設された病児保育施設で一時的に預かります。

《実施施設》

- ・病児・病後児保育施設 たんぽぽルーム（名戸ヶ谷あびこ病院内）
- ・病後児保育施設 こどもデイルームみらい（平和台病院併設）

【現状】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間利用人数 | 25 | 96 | 63 | 66 | — |

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（A） | 88 | 88 | 87 | 86 | 86 |
| 確保方策（B） | 88 | 88 | 87 | 86 | 86 |
| 差引（B）－（A） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の0歳～11歳の子ども人口と病児保育事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平均利用率を採用し、本計画における人口推計0歳～11歳の推計人数に掛け合わせて算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

利用状況やニーズを踏まえ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、ファミリーサポートセンター事業の送迎活動とも連携しながら事業を実施します。

13. 放課後児童健全育成事業≪子ども支援課≫ (我孫子市放課後児童対策推進のための行動計画)

学童保育室（放課後児童クラブ）・あびっ子クラブ（放課後子ども教室）

【 計画の位置づけ 】

学童保育室（放課後児童クラブ）とあびっ子クラブ（放課後子ども教室）の一体的な運営を推進するため、これまで「我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」を子ども総合計画の下位計画として策定していました。また、子ども総合計画においても、子ども・子育て支援事業計画の中で、学童保育室の量見込みと確保方策を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画指針に則し、あびっ子クラブを重点事業として位置付けていました。

平成30（2018）年9月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」が令和5（2023）年度末で終了することや、国において、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）が定められ、計画の統合を含む計画のあり方の見直し等が求められていることから、本市の令和7（2025）年度以降の行動計画は、令和6（2024）年12月に改訂された「放課後児童対策パッケージ2025」の内容を踏まえ、本計画内で「我孫子市放課後児童対策推進のための行動計画」として策定し、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進していきます。

【 概要 】

学童保育室は、保護者が就労・疾病等により保育ができない場合に、授業の終了後や夏休み期間等に小学校の転用可能教室や学校敷地内施設等において、小学生を預かる施設です。適切な遊びや生活指導等により、児童の健全育成支援を行います。

あびっ子クラブは、放課後等に子どもたちがスタッフの見守りの中で安全・安心に過ごすことができる子どもの居場所です。また、学校や地域と連携しながら、地域に根差した運営を目指し、コーディネーターやサポーター（地域の有償ボランティア）を配置し、様々な体験ができる時間を提供する等、きめ細やかな配慮に努めて運営をしています。

【 これまでの取組と現状 】

学童保育室は、昭和46（1971）年から各学校で開設されました。平成8（1996）年から公設公営化され市が運営することになりましたが、平成27（2015）年度から一部の学童保育室の運営管理を民間事業者へ委託しています。

あびっ子クラブは、平成19（2007）年6月に市独自のモデル事業として、我孫子第一小学校に開設しました。学童保育室の利用者を含めたすべての児童を対象に、学校の敷地内で安全かつ健全に放課後等を過ごすことができる常設型の放課後子ども教室として、平成30（2018）年9月には市内全13小学校への設置が完了しました。学童保育室とあびっ子クラブは、平成21（2009）年度から一体的な運営を行っています。国の指針においても両事業が連携し、活動プログラムに参加し交流できることを目指すことが示されているため、本市ではこれに基づいた運営を行っています。

【 学童保育室の現状 】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録児童数 | 940 | 906 | 900 | 889 | 992 |
| 1年生 | 329 | 299 | 343 | 300 | 346 |
| 2年生 | 228 | 241 | 236 | 282 | 256 |
| 3年生 | 196 | 185 | 158 | 176 | 241 |
| 4年生 | 122 | 133 | 116 | 93 | 106 |
| 5年生 | 48 | 35 | 32 | 28 | 36 |
| 6年生 | 17 | 13 | 15 | 10 | 7 |
| 定員 | 1,035 | 1,035 | 1,035 | 1,035 | 1,035 |

(各年度5月1日時点)

【 あびっ子クラブの現状 】

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録児童数 | 3,198 | 3,122 | 3,011 | 3,048 | 2,943 |
| 1年生 | 812 | 796 | 862 | 778 | 778 |
| 2年生 | 790 | 794 | 746 | 822 | 696 |
| 3年生 | 677 | 666 | 619 | 669 | 663 |
| 4年生 | 483 | 469 | 482 | 456 | 474 |
| 5年生 | 315 | 259 | 207 | 236 | 225 |
| 6年生 | 121 | 138 | 95 | 87 | 107 |
| 児童数 | 6,012 | 5,825 | 5,750 | 5,595 | 5,467 |
| 登録率 (%) | 53.2 | 53.6 | 52.4 | 54.5 | 53.8 |
| 設置小学校数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |

(各年度末日時点、令和6(2024)年度は8月1日時点)

【 学童保育室の量の見込みと確保方策 】

年間を通じての量の見込みと確保方策を定めました。

<全域>

単位：人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 1,029 | 1,005 | 990 | 969 | 946 |
| 1年生 | 330 | 321 | 319 | 313 | 308 |
| 2年生 | 272 | 266 | 262 | 258 | 252 |
| 3年生 | 209 | 206 | 201 | 196 | 192 |
| 4年生 | 166 | 164 | 162 | 158 | 152 |
| 5年生 | 37 | 35 | 34 | 32 | 31 |
| 6年生 | 15 | 13 | 12 | 12 | 11 |
| 確保方策 (B) | 1,035 | 1,035 | 1,035 | 1,035 | 1,035 |
| 差引 (B) - (A) | 6 | 30 | 45 | 66 | 89 |

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から算出した利用意向及び令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の学童保育室登録率（登録児童数／小学校児童数）を総合的に勘案し、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：国の基準において専用区画の面積が児童1人につきおおむね 1.65 m²以上と定められているため、専用区画の面積から定員を割り出し確保方策としています。

<各小学校>

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|-------|------------|--|-------|--------|--------|-----|
| 我孫子地区 | 我孫子第一小学校 | (延床面積 205 m ²) (専用区画面積 163 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 461 | 454 | 454 | 435 | 428 |
| | 量の見込み (A) | 100 | 98 | 98 | 94 | 93 |
| | 確保方策 (B) | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| | 我孫子第四小学校 | (延床面積 321.3 m ²) (専用区画面積 214.36 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 827 | 794 | 799 | 794 | 738 |
| | 量の見込み (A) | 179 | 171 | 172 | 171 | 159 |
| | 確保方策 (B) | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |
| | 根戸小学校 | (延床面積 267 m ²) (専用区画面積 190.84 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 654 | 626 | 585 | 533 | 511 |
| | 量の見込み (A) | 133 | 127 | 118 | 108 | 103 |
| | 確保方策 (B) | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| | 並木小学校 | (延床面積 132 m ²) (専用区画面積 126.38 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 295 | 288 | 297 | 286 | 285 |
| | 量の見込み (A) | 54 | 52 | 54 | 52 | 52 |
| | 確保方策 (B) | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|------------|--|-------|-------|--------|--------|
| 天王台地区 | 我孫子第二小学校 | (延床面積 130 m ²) (専用区画面積 95.66 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 433 | 457 | 467 | 474 | 486 |
| | 量の見込み (A) | 83 | 87 | 89 | 90 | 93 |
| | 確保方策 (B) | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 我孫子第三小学校 | (延床面積 360.82 m ²) (専用区画面積 245 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 688 | 644 | 638 | 599 | 588 |
| | 量の見込み (A) | 160 | 160 | 162 | 165 | 169 |
| | 確保方策 (B) | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | 高野山小学校 | (延床面積 252 m ²) (専用区画面積 155.42 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 484 | 467 | 449 | 441 | 403 |
| | 量の見込み (A) | 94 | 90 | 87 | 85 | 78 |
| | 確保方策 (B) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 湖北地区 | 湖北台西小学校 | (延床面積 121 m ²) (専用区画面積 111.38 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 231 | 219 | 205 | 199 | 188 |
| | 量の見込み (A) | 50 | 47 | 44 | 43 | 40 |
| | 確保方策 (B) | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | 湖北台東小学校 | (延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 206 | 194 | 188 | 191 | 171 |
| | 量の見込み (A) | 31 | 29 | 28 | 28 | 25 |
| | 確保方策 (B) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 湖北小学校 | (延床面積 66 m ²) (専用区画面積 63.19 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 325 | 336 | 324 | 321 | 326 |
| | 量の見込み (A) | 31 | 34 | 30 | 30 | 31 |
| | 確保方策 (B) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 新木地区 | 新木小学校 | (延床面積 200 m ²) (専用区画面積 153.24 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 345 | 326 | 309 | 287 | 269 |
| | 量の見込み (A) | 50 | 47 | 44 | 41 | 38 |
| | 確保方策 (B) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

第4章 施策の展開

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|------------|--|-------|-------|--------|--------|
| 布 佐 地 区 | 布佐小学校 | (延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 167 | 156 | 157 | 149 | 156 |
| | 量の見込み (A) | 29 | 27 | 27 | 25 | 27 |
| | 確保方策 (B) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 布佐南小学校 | (延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²) | | | | |
| | 小学校児童数 (人) | 157 | 163 | 169 | 167 | 171 |
| | 量の見込み (A) | 35 | 36 | 37 | 37 | 38 |
| | 確保方策 (B) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |

※小学校児童数は、令和6(2024)年5月31日現在の住民基本台帳を基にした推計(教育委員会資料から)

市内東側(湖北地区・新木地区・布佐地区)は登録数が定員数よりも少なく、十分な専用区画が確保されています。しかしながら、市内西側(我孫子・天王台地区)においては、国の参酌すべき基準である「専用区画の面積は児童一人につきおおむね1.65 m²以上の確保」を下回る状況が続いています。利用人数を勘案した場合、我孫子第四小学校、我孫子第三小学校、我孫子第二小学校が該当し、ほかの保育室でも定員数より多い人数が入室されることが想定されます。小学校児童数は、全体で見ると減少傾向にありますが、学校ごとで見ると、児童数が増加傾向の学校もあります。特に、我孫子第三小学校、我孫子第二小学校については、今後も定員数を超過することが予想されることから、学校敷地内あるいは敷地外における学童保育室の整備や空き教室の活用を検討していきます。定員数を超過する学童保育室においては、入室基準を満たしていることに加えて、家庭状況や配慮が必要な児童等を総合的に判断した上で受け入れ、弾力的に運営を行います。

【今後の方向性】

(1) あびっ子クラブの年度ごとの実施計画

すべての児童が安全・安心かつ自由に遊びや勉強ができ、様々な体験や活動を通して異年齢間交流を図ることができる子どもの居場所づくりを推進します。引き続き学童保育室と連携を図り、すべての児童が参加できる体制を継続していきます。また、施設の長寿命化を図るため、我孫子市学童保育室・あびっ子クラブ長寿命化計画に基づき、維持補修を行います。

【あびっ子クラブの目標登録率・設置学校数】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 目標登録率(%) | 57.9 | 59.0 | 60.0 | 60.0 | 60.0 |
| あびっ子クラブ設置学校数(校) | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |

(2) 連携型及び校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

「連携型」とは、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを指し、「連携型」のうち同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」と呼んでいます。本市においては、平成30(2018)年9月をもって市内全小学校へあびっ子クラブの設置が完了し、学童保育室及びあびっ子クラブはすべての小学校において校内交流型での運営を行っています。

【連携型及び校内交流型の設置学校数】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 連携型(校) | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 校内交流型(校) | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |

(3) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

学童保育室とあびっ子クラブが連携した運営を行う上で一番大切なこととして、同じ場所で子どもたちが安心して交流できることを目指しています。学童保育室と同様にあびっ子クラブを常設として同じ時間帯に運営することで、両施設間で交流することができます。また、スタッフがどちらの事業も運営ができるよう、コーディネーターを中心に全スタッフでミーティングを行うとともに、両施設に勤務するように工夫します。学童保育室及び放課後子ども教室が連携して、交流できる体制を継続していきます。

(4) 学童保育室及びあびっ子クラブの学校施設の活用に関する具体的な方策

空き教室の活用や学校敷地内における学童保育室の整備等、学校施設の活用に向けて市と教育委員会は積極的に協力をしていきます。

(5) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

教室の活用等施設面での連携、児童への配慮が必要な場合のソフト面での連携等、市と教育委員会は積極的に協力をしていきます。

(6) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

配慮を必要とする児童の学童保育室への入室が増加しています。配慮が必要な児童が安心して過ごすことができるよう、スタッフの加配対応を検討していきます。子ども相談課や教育委員会、保育園等との連携を図り、スタッフが子どもの情報を共有することで保育環境の向上を目指します。

(7) 事業の質の向上に関する具体的な方策

学童保育室及びあびっ子クラブの運営に従事するスタッフは、ミーティングの定期的な開催や日々の記録等を通して情報共有を図り、事例検討を行う等自己研鑽に励み事業内容の向上を目指します。児童の安全対策やアレルギーの基礎知識等、定期的にスタッフの質の向上を図る研修を実施します。

また、我孫子市放課後対策事業運営委員会を開催し、運営に関する事項について意見を伺い、改善方策を検討します。

コ ラ ム

学童保育室利用者アンケート（子ども支援課）

学童保育室の運営及びスタッフの資質の向上を目指すため、毎年学童保育室利用者を対象に、利用者アンケートを実施しています。

保護者へのアンケートを実施するとともに、こども基本法の基本理念に基づき、令和6年度も子どもへのアンケートを実施しました。学童保育室でやってみたいことややりたい遊び、あったらいいなと思うおもちゃや本、好きなおやつ等について、子どもの意見を聴取しました。当事者である子どもの意見も、学童保育室の運営の参考にしていきます。

14. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業《子ども相談課》 (要保護児童対策地域協議会)

要保護児童対策地域協議会は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不
適当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童また
は出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦へ適切な支援を図るため
に、必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援の内容に関する協
議を行います。

【確保方策】

今後も関係機関との連携を強化するとともに、関係機関のスキルアップを図ります。
随時個別支援会議を行い、関係機関との情報共有、支援方針の共通理解を図ります。

15. 児童育成支援拠点事業《子ども相談課》

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるため
の場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要
に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援
を行う事業です。

【確保方策】

今後、状況に合わせて適宜実施します。

16. 親子関係形成支援事業《子ども相談課》

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当
該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援
を行う事業です。

【確保方策】

今後、状況に合わせて適宜実施します。

17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業《保育課》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支
払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または
行事への参加に要する費用等及び幼稚園（新制度未移行）における食材費（副食材料
費）に対して助成する事業です。

【確保方策】

今後も適切に実施していきます。

18. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業<<保育課>>

①新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士経験者等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を対象施設等において利用する子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を給付する事業です。

【確保方策】

①～③について該当がある場合には、今後も適切に実施していきます。

1-2 子育て支援サービスと教育・保育サービスの充実

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しており、それらのニーズに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。育児休業制度が充実し、年度途中での入園希望や翌年度の入園予約申込が増加しており、保護者が円滑に職場復帰できるよう、産休・育休明け予約入園を継続していきます。

また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化等が進み、子育てについての悩みや不安を抱える人が増えています。そのため、子育ての不安を軽減し、親も子どもも共に学び成長していくことができる場や多世代との交流機会を充実します。

さらに、子育て世代を対象とした手続きを中心に、LINE等による行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済を可能とするスマート申請システムを導入し、市民サービスの利便性向上を図ります。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------|---|--------------|
| 1 | 産休・育休予約事業 | 産休育休取得者が円滑に職場復帰できるように出生前から入園申込を受け付け、入園時には乳幼児の負担を軽減するための慣らし保育を実施しながら、計画的に乳幼児が入園できるよう保育園と調整します。 | 保育課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 入園予約児童数に対する入園実施割合 | 96.0% | 96.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|----------------------|---|-----|
| 2 | 私立保育園・管外保育園等への保育実施委託 | 市内の私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所及び市外の私立保育園等を希望する児童の保育を委託します。 | 保育課 |
| 3 | 市立保育園の地域子育て事業 | 地域の中で安心して子育てできるよう、就学前児童とその保護者に対して、市立保育園にて、週2回の「園庭開放」、及び月1回（4・8月除）遊び場の提供や園内行事への参加等ができる「マイ保育園ひろば」を実施します。さらに、保育士がアピスタ等の公共施設に出向き様々な活動を提供する出前保育を実施します。 | 保育課 |
| 4 | 世代間交流事業の促進 | 都市化、核家族化により園児が高齢者とふれあう経験が減っているため、保育園等と高齢者福祉施設との相互交流を通して世代間のふれあい活動を行います。 | 保育課 |
| 5 | 私立保育園等施設整備への補助 | 私立保育園等の施設整備に対し、補助金を交付します。 | 保育課 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------|--|--------------------|
| 6 | 私立幼稚園の運営支援 | 私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、幼児教育の振興及び充実に資するため、私立幼稚園等補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。 | 保育課 |
| 7 | 小学生の預かり保育 | 家庭で保育することができない小学生を対象に、認定こども園、私立幼稚園、私立保育園で預かり保育を行います。 | 子ども支援課 |
| 8 | スマート申請の推進 | 市民サービスの利便性向上と業務の効率化を図るため、LINE等による行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済を可能とするスマート申請システムを活用し、子育て世代を対象とした手続きを中心に活用を進めます。 | 企画政策課 (デジタル戦略室) |

コラム

チーパス・スマイル

「チーパス・スマイル」は、結婚から妊娠・出産、子育てまで各ステージで必要な情報を発信するため、県が開発した専用ウェブサイト・アプリです。

電子版チーパスの利用やチーパス協賛店の検索、結婚・子育て支援等について、県や市町村から配信しているお知らせを取得することができます。

(令和5(2023)年9月より、LINE運用が開始され、アプリ版サービスは終了となりました。)

我孫子市内のチーパス協賛店の一覧を市ホームページに掲載しています。



1-3 共育での推進

育児休業制度や育児休暇の普及等により、女性も子育てをしながら就労を継続できるようになり、子育て家庭においても共働きが増加しています。

男女共同参画の視点に立ち、共働き・共育てを支える意識醸成に努めます。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら、自信を持って楽しく子育てできるよう、家庭教育に関する情報提供や学習の場を通して、家庭教育力の充実を図ります。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---------------|---|--------------|
| 9 | 男女共同参画啓発事業の実施 | 講演会や情報紙を通して、男女共同参画の発信に取り組めます。特に、働く世代や子育て世代等の若い世代が男女共同参画の情報にアクセスしやすく、関心を持つよう WEB の活用を進めます。 | 男女共同参画室 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 年度中の SNS 投稿件数 | 52 件 | 50 件以上 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------|---|--------------|
| 10 | のびのび親子学級 | 生後1～5か月の赤ちゃんとその保護者のクラス、2～3歳の子どもとその保護者のクラスに分かれて実施しています。学級の活動の中で子育ての楽しさや喜びを知り、また、ほかの親子との交流を通して自分の子育てを見つめ直し、子育ての輪を広げることができる講座です。 | 生涯学習課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 満足度(講座参加者へのアンケート) | 100% | 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------|---|--------------|
| 11 | 家庭教育学級 | 小学生の保護者を対象に、家庭教育の大切さを理解してもらうために実施しています。「わくわく・どきどき子育て」と題し、交流・講義・体験を通して親子で楽しく過ごすきっかけを仲間と一緒に見つけることができる講座です。家庭や学校、地域の連携を深める学習や家族も参加できる学習も取り入れ、家庭の教育力の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 満足度(講座参加者へのアンケート) | 89.0% | 100% |

1-4 子育て家庭への経済的支援

物価上昇等の影響により、子育てに係る経済的負担が増大し、子育て家庭が抱える不安や負担の中には、経済的負担を挙げる家庭も少なくありません。

今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減し、家庭の生活基盤や経済基盤の安定を図るため、学校給食費の補助や児童手当の支給等、子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や各種助成を実施していきます。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 | |
|----|-----------|---|------------|--------------|
| 12 | 学校給食費補助事業 | 保護者の経済的負担軽減を目的に市立小中学校に対して学校給食費の補助を行い、第3子以降の児童生徒の学校給食費無償化及びその他の児童生徒（第1子、第2子）の学校給食費の一部軽減を行います。また、食物アレルギー等により弁当を持参している市立小中学校児童生徒の保護者に対し、学校給食を食している児童生徒の学校給食費軽減相当額を補助します。 | 学校教育課 | |
| | | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | | 交付実績者数割合 | 100% | 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------|---|--------|
| 13 | 児童手当支給事業 | 18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者に対して、児童手当を支給します。 | 子ども支援課 |
| 14 | 子ども医療費助成事業 | 18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者に対して、保険適用分の医療費を助成します。 | 子ども支援課 |
| 15 | 未熟児養育医療 | 身体の発育が未熟のまま出生した子どもに対し、安心して医療を受けられるように医療費を給付します。 | 子ども支援課 |
| 16 | 住宅リフォーム補助金 | 住宅のリフォーム費用の一部を補助します。申請者が次のいずれかに該当する場合（①15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯、②夫婦がともに49歳以下の世帯、③親の年齢が49歳以下であって、20歳未満の子がいるひとり親家庭の世帯）、上限額を加算します。 | 建築住宅課 |

コラム

こども未来戦略

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、国は、令和5（2023）年12月に「こども未来戦略」を策定しました。

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

《こども未来戦略の具体的な取組》

① 男性育休取得推進

子の出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率を引き上げるほか、中小企業に対する助成措置を大幅に強化する等、男性育休の取得促進に取り組んでいます。また、時短勤務を選択しやすくし、子の看護休暇をより取得しやすくなるよう、制度を整えていきます。

② 高等教育費の負担軽減

教育の機会均等を図る観点から、貸与型奨学金の減額返還制度を利用しやすく、年収要件等を緩和するほか、授業料等減免・給付型奨学金（返還不要）の対象を拡大する等、大学等にかかる教育費負担を軽減します。



基本目標2 子どもと親が健やかに暮らせるまち

2-1 親と子の健康づくりの推進

各成長段階での健康診査や相談、健康教育、予防接種等を通して、医療機関や関係機関等と連携し、疾病の早期発見や親子の健康維持、早期治療・療育につなげるとともに、妊娠期からの伴走型相談支援に取り組み、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、生涯にわたって健康な生活が送れるよう、健全な食習慣や歯と口腔の健康等についての情報や学習の機会を提供し、食育とむし歯予防を推進します。



| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|--------|--|--------------|
| 17 | 予防接種事業 | 子どもの感染症の発病予防、重症化防止及び集団感染の予防を図るため、乳幼児・小中高校生等に国が定める定期の予防接種を行います。 | 健康づくり支援課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 接種率 | 98.4% | 99.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|----------------|---|--------------|
| 18 | 幼児健康診査 | 幼児期において身体発育及び精神発達の面から重要な時期にある1歳6か月児・3歳児・5歳児に対して、総合的健康診査を行います。 2歳8か月児に対して、歯科健康診査や歯みがき指導（フッ化物塗布）、希望者に栄養相談や育児相談を行います。 | 健康づくり支援課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 1歳6か月児健康診査の来所率 | 95.9% | 97.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-----------------|--|----------|
| 19 | 母子健康手帳の交付 | 母と子の健康を守り、安全な出産と子どもの健やかな成長を送ることができるよう母子健康手帳を交付します。 | 健康づくり支援課 |
| 20 | ウェルカムベビー学級 | 妊婦とその家族が、妊娠・出産・育児に関して学ぶ場を作り、子育てや家庭生活における役割について考え、心身ともに健やかな生活が送れるように支援します。 | 健康づくり支援課 |
| 21 | 妊婦歯科健康診査 | 妊娠期はホルモンバランスの変化やつわり等により、口腔内の環境が変化し、むし歯や歯周病になりやすい時期です。特に歯周病は、早産や低出生体重児出産とも関わりがあるため、歯科健康診査を受ける機会を提供します。 | 健康づくり支援課 |
| 22 | 小児等任意予防接種費用助成事業 | 保護者の経済的負担を軽減するとともに、発病予防、重症化防止及び集団感染の予防を図るため、予防接種に要する費用を一部助成します。 | 健康づくり支援課 |
| 23 | 4か月児相談 | 生後4～5か月の時期に、集団教育（歯科衛生士による歯に関する話・栄養士による離乳食の進め方の話）、身体計測（体重・頭囲）、保健師による個別相談を行います。希望者には、栄養士・歯科衛生士による個別相談を行います。 | 健康づくり支援課 |
| 24 | 離乳食・後期離乳食教室 | 離乳期から幼児期にかけての適切な離乳食作りや食事内容、生活リズム等を学ぶことを通して、この時期の食習慣が今後の健全な食習慣の形成につながることを理解を促し、親子共に健康的な食生活を営むことができるよう、食事と歯科衛生に関する実践的な知識の提供をします。 | 健康づくり支援課 |
| 25 | フッ素洗口事業 | 永久歯に生え変わる前の時期からフッ素洗口を行うことで、口腔内の環境や歯と口腔の健康への意識付けを目指すと共に、永久歯のむし歯予防を行います。フッ素洗口を希望する保育園・幼稚園・認定こども園で実施します。 | 健康づくり支援課 |
| 26 | 健康に関する相談、訪問活動 | 電話や来所相談、訪問等により、家庭・生活状況に合わせた情報提供や健康相談を行うことで、健康に関する不安の軽減・解消を行います。 | 健康づくり支援課 |
| 27 | 小児科診療所開業促進事業 | 保護者が安心して子育てできる環境を整備することを目的として、小児科を有する診療所を開設する者又は既に開設している診療所に新たに小児科を診療科目に追加する者に対して、補助金を交付します。 | 健康づくり支援課 |

2-2 子ども・若者の健康づくりと食育の推進

子どもたちに対する健康教育と食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。子どもたちが正しい知識と望ましい生活習慣を身に付けられるよう指導します。

また、各種健康診断の実施や検診により、健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげ、子ども・若者の健康の保持と増進に努めます。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-----------|--|--------------|
| 28 | 歯みがき食育指導 | 小学校では歯みがき指導、中学校では嘔むことの大切さを指導し、歯の健康が身体の健康につながることを伝えます。 また、一部の小学校にフッ素洗口を行っています。 | 学校教育課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | フッ素洗口実施校数 | 2校 | 4校 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------------|--|----------|
| 29 | 児童・生徒健康診断事業 | 内科や歯科、心電図検査等の各種健（検）診を滞りなく実施するよう計画的に事業を推進します。 | 学校教育課 |
| 30 | 生活習慣病予防健診 | 小学4年生を対象に内科検診で肥満度20%以上の対象者に対して、生活習慣病予防健診を行います。 | 学校教育課 |
| 31 | 我孫子産米・我孫子産野菜の学校給食の導入事業 | 地産地消を図り、児童生徒の地域に根ざした食に関する理解を深め、「食育」を推進するため、すべての小中学校の学校給食に我孫子産米及び我孫子産野菜の使用推進を図ります。 | 学校教育課 |
| 32 | 食育だより | 生涯を通して健康に暮らす市民を増やすために、食への関心を持ち、正しい知識を得て、望ましい食生活を送れるよう、食に関する情報を掲載する食育だよりを定期的に発行し、食育のより一層の推進を図ります。 | 健康づくり支援課 |
| 33 | 子宮頸がん検診 | 20歳以上の女性を対象に年に1回子宮頸がん検診を実施します。対象者に対し、受診の必要性について啓発していきます。また、集団検診では子守りサポーターの配置などで子育て世代でも受診しやすい体制を整備していきます。 | 健康づくり支援課 |
| 34 | 乳がん検診 | 30歳以上の女性を対象に年に1回乳がん検診を実施します。対象者に対し、受診の必要性について啓発していきます。また、集団検診では子守りサポーターの配置などで子育て世代でも受診しやすい体制を整備していきます。 | 健康づくり支援課 |
| 35 | がん教育の推進 | 中学校保健体育の保健分野で、がんに対する正しい知識や予防、健康の保持増進をする方法について理解を深めるため、がん教育の推進を図ります。 | 指導課 |

基本目標3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち（子ども・若者の権利）

3-1 子どもの発達に応じた教育と支援の推進

感染症の影響やICTの急速な進展、少子高齢化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会の中でも、子どもがのびやかに育ち、自分の力を発揮できるよう、たくましく生きる力の育成を目指し、子どもの成長・発達に応じた教育を推進します。

幼保小連携や小中一貫教育を通じて、幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を育む教育内容・方法の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進します。

また、ICT教育環境の整備とICT機器を活用した授業の充実を図り、子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を実施し、情報化社会に対応できる子どもたちを育てます。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------------|--|--------------|
| 36 | 幼保小連携事業 | 幼稚園・保育園・認定こども園での育ちや学びが、小学校の生活・学習へとなめらかにつながるよう、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し交流活動を推進します。また、推進委員会や地区別会議、研修会を実施し、保育教諭、保育士、教職員のこの時期の子どもの育ちの理解を深め、よりよい連携を推進します。 | 指導課、 保育課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 小学校・幼稚園・保育園・認定こども園の交流回数 | — | 各施設1回以上 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------------------|--|------------------------|
| 37 | 小中一貫教育の推進 | 子どもの学力向上や中1ギャップの解消、豊かな人間性・社会性の育成を図るため、義務教育9年間を通じた系統的・継続的な指導を行います。また、小中・小小の児童生徒、教職員の交流や連携活動等を実施します。 | 指導課 (小中一貫教育 推進室) |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 小中一貫教育の周知・理解度 (学校評価アンケート) | 80.6% | 85.0% |

第4章 施策の展開

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-----------------------------|--|-----------------------|
| 38 | 小中学校コンピュータ教育の推進 | I C T機器やインターネット回線等の整備を図りながら、I C T機器を活用した授業の充実を図ります。また、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの授業を実施します。 | 指導課 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 学習でのパソコン活用の満足度（児童生徒へのアンケート） | 96.3% | 目標値（令和11年度末） 97.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---|--|-----------------------|
| 39 | 学校図書館活用の推進 | 児童生徒の主体的・対話的で深い学びに寄与する学校図書館を目指し、教職員と学校司書、市民図書館が連携して「読書センター」「学習センター」「情報センター」の学校図書館3つの機能の一層の充実を図ります。 | 指導課、 学校教育課、 図書館 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 授業者が学校司書と協力して、学校図書館や市民図書館の図書を活用して授業を行った全小中学校のクラスの割合 | 96.6% | 目標値（令和11年度末） 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------|--|----------------------|
| 40 | 教育・発達相談事業 | 児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの不登校やいじめ、発達の偏り等を主訴とする相談に応じます。必要に応じて継続相談、発達検査の実施、関係者会議の開催等の連携を行います。 | 教育相談センター |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 年度末の相談者の満足度 | 94.4% | 目標値（令和11年度末） 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|--------------|--|----------|
| 41 | 小中学校への要請訪問指導 | 小中学校が研究と修養を行うにあたって、学校からの講師要請に基づき指導主事を派遣し、指導にあたります。 | 指導課 |
| 42 | 国際理解教育の推進 | 外国の文化に興味関心を持ち、積極的に外国語（英語）を活用しようとする児童生徒を育成するために、すべての小中学校にA L T（外国語指導助手）を配置し、質の高い授業を実施します。 | 指導課 |
| 43 | 就学相談事業 | すべての児童生徒と保護者が就学相談を通して、児童生徒の特性を理解し、納得した上で就学先を決定することを支援します。 | 教育相談センター |

3-2 子ども虐待防止対策の充実

子どもの虐待対応等の支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分に提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関の連携と機能の強化を図ります。また、子ども虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに係る様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

市内でこれまでに起きた子どもの大切な命が失われるという痛ましい事件を決して風化させることなく、改めて「子どもの命を守り、安心して育ち育てていける我孫子を創る」という視点を持ち、虐待防止対策に取り組んでいきます。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------------------|---|------------------------|
| 44 | 子ども虐待防止・援助活動の推進 | 虐待通告があった場合には、即時子どもの状況確認や保護者との面談を実施し、事実確認するとともに、支援方針を検討し、相談・助言・指導を行います。代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三層構造の会議を実施し、関係機関の連携強化を図ります。また、子ども虐待の予防や早期発見のため啓発活動を積極的に行います。 | 子ども相談課 (子ども虐待防止対策室) |
| | 指標 | 現状 (令和5年度末) | 目標値 (令和11年度末) |
| | 緊急性の高い通告について、48時間以内に調査を行った割合 | 100% | 100% |

コラム

児童虐待とは？

子どもの身体を傷つけることだけではなく、ひどい言葉をぶつけたり、ほったらかしにしたりすることも、子どもの成長や発達を妨げます。保護者が「しつけ」だと考えていることや「このくらいなら大丈夫だろう」と思うようなことでも、子どもが苦痛を感じたり、生命に危険を及ぼしたりするならば「虐待」にあたります。

次のようなことも「虐待」にあたります。

◎子どもが友だちを叩いたので、痛みを理解させる目的で同じように叩いて叱った。

→どんな理由であっても、子どもを叩くことは身体的虐待にあたります。子どもには「叩かれた」印象だけが残り、「何が悪かったのか」を理解できないままです。子どもに伝わる言葉を選んで説明することが大切です。

◎子どもがテレビを見ているリビングで、夫婦喧嘩をした。

→子どもが見えるところや聞こえる声で夫婦喧嘩をすることは、心理的虐待にあたります。自分の大切な人たちが憎しみあう姿を見せることは、子どもの心に傷を残します。

3-3 いじめ防止対策・不登校への対応の充実

いじめは、誰にでも起こり得る身近な人権問題です。いじめは、受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるものであり、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。

いじめが複雑化、深刻化する中、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるよう、学校と保護者、地域、その他の関係機関が連携を強化し、一丸となって、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進します。

また、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その要因も、いじめ、学校生活への不適応、学業不振、非行、不安・抑うつ等、複合化・多様化の傾向にあります。

誰にも相談できず、一人で苦しむことがないよう、心の教室や児童生徒からの悩み相談ホットライン等、子どもの悩みや不安を受け止めることができる体制を整えます。

さらに、一人ひとりの子どもに合った教育のあり方を考え、校内教育支援センターの設置を進める等、多様な学びの場の確保に努めます。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 | |
|----|-----------|---|----------------|--------------|
| 45 | いじめ防止対策事業 | いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を柱に、教職員へのいじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。また、児童生徒に対していじめアンケート調査、Q-U検査等を定期的実施し、実態把握といじめの早期発見に努めます。 | 指導課、 子ども相談課 | |
| | | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | | いじめに関するアンケート結果に対する取組後のいじめ件数の解消率 | 97.8% | 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------|---|----------------|
| 46 | いじめ問題対策連絡協議会等の運営 | いじめ防止等の対策について、関係機関と連携を図るため、年1回いじめ問題対策連絡協議会を開催します。また、重大事態が発生し、教育委員会の調査結果の報告を受け、対処が必要と認められた場合、または、再発防止のために市長が必要と認めた場合は、いじめ再調査委員会を開催します。 | 子ども相談課、 指導課 |
| 47 | 児童生徒からの悩み相談ホットライン | 電話とメールによる、小中学生本人からの様々な悩みの相談に応じ、解決に向け、関係機関と連携します。また、相談窓口の認知向上のため、すべての児童生徒に対してチラシを配布する等、周知を図ります。 | 教育相談 センター |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---------------------|--|------------------------|
| 48 | 長期欠席児童・生徒対策事業 | 小中学校にある心の教室において児童生徒、保護者、教職員の相談に応じる、心の教室相談員兼在宅訪問指導員の派遣をします。 また、学校教育における児童生徒の様々な悩みに対して、教育相談が適切に行えるよう教職員の資質を高めるための学校教育相談研修会を実施します。 | 教育相談センター |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 心の教室相談員が受理した相談の延べ件数 | 6,003件 | 目標値（令和11年度末） 7,000件 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|--|---|-----------------------|
| 49 | 校内・校外教育支援センターの運営 | 不登校児童生徒の社会的自立のため、本人に合った支援を行うことを目的に教育支援センターを運営します。教室に入れない児童生徒のための校内教育支援センターを各小中学校に設置し、スタッフを配置、運営します。 | 教育相談センター |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 校内教育支援センター利用児童生徒が学校に登校できた日数（校内教育支援センターへの登室含む）の割合 | 64.7% | 目標値（令和11年度末） 70.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---------|---|-----|
| 50 | 学級経営の支援 | 児童生徒がよりよい学級・学校生活を送るために、Q-U検査を活用し、児童生徒個人の状態や学級の状態を客観的に把握することで学級経営の改善を進めます。 | 指導課 |

3-4 子ども・若者の居場所と体験活動の充実

「こどもの居場所づくりに関する指針」の基本事項において、子ども・若者の居場所は、物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動を通して、子ども・若者が過ごす場所、時間、人との交流等すべてが居場所となり得ると示されています。

子ども・若者が成長していく過程では、直接体験することでしか得ることができない大切な学びがたくさんあります。体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、自主性や社会性、協調性等、子ども・若者が社会を生き抜くために必要となる基礎的な能力を養うことができる成長の場です。様々な能力を育むために、自然や文化、歴史等に触れることができる多様な遊びや体験活動を提供するとともに、様々な人と交流ができる居場所づくりを進めます。

また、子どもたちが公園でのびのびと遊ぶことによって育む身体的能力や精神的能力は、社会生活を送る上で欠かせない力となります。子どもたちが身近な公園を安全に、安心して利用できるよう、適正な維持管理・更新・バリアフリー化を行います。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------|---|-----------------------|
| 51 | あびっ子クラブ | 小学校の転用可能教室等を活用した、放課後の子どもが安全・安心に遊ぶことができる子どもの居場所です。地域の方々と協働して様々な体験や活動の場を通して異年齢間交流を図ります。 | 子ども支援課 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 登録率（登録児童数／対象児童数） | 54.5% | 目標値（令和11年度末） 60.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------|--|----------------------|
| 52 | アビコでなんでも学び隊 | 様々な「体験」と「好き」や「夢」に出会う学びの場です。学ぶ喜び、創造する楽しさ、科学する探究心などを感じる中で「あびこ」の環境や人々の良さを感じることができます。地域に興味や関心を持つきっかけの場となる講座で夏休みと冬休み及び土曜日に実施します。学習内容は科学、料理、工作などがあります。 | 生涯学習課 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 満足度（講座参加者へのアンケート） | 99.0% | 目標値（令和11年度末） 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------|--|----------------------|
| 53 | 「夏の遊びと研究大集合！」の開催 | 身近な自然を科学的に理解することができるように、その導入として自然素材を使った工作や簡単な科学実験を行い、関心を高める事業を展開します。 | 鳥の博物館 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 参加者数 | 594人 | 目標値（令和11年度末） 600人 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------|--|----------------------|
| 54 | 利用したくなる公園の整備 | 子どもをはじめ、誰もが快適に利用したくなる公園とするため、公園施設の適正な維持管理・更新・バリアフリー化を行います。また、より身近で親しみやすい公園とするため、地域住民の主体的な公園づくりや維持管理などのボランティア活動を支援していきます。 | 公園緑地課 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 公園遊具の定期点検結果への措置率 | 100% | 目標値（令和11年度末） 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------|---|--------------------------|
| 55 | 子どもの読書活動推進 | すべての子どもが読書の楽しさを知り、自ら考え、課題解決できる自立した人間に成長し、豊かな人生が送れるよう、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動できる環境を整え、市民図書館、学校及び関係機関等が連携し、子どもの読書活動を推進します。 | 図書館 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 児童書の貸し出し数 | 167,188冊 | 目標値（令和11年度末） 180,000冊 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---------------|--|-----------------------|
| 56 | 子どものための舞台鑑賞事業 | 心豊かな成長を促すとともに、舞台鑑賞のマナー等を養い、文化芸術に親しむきっかけとなるよう、子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。 | 文化・スポーツ課 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 鑑賞率（来場者／定員） | 90.4% | 目標値（令和11年度末） 94.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------------|--|----------------------|
| 57 | 手賀沼チームラン・キッズラン うなきちカップ | 生涯スポーツの推進を目的に、親子で楽しめるファンランのイベントを実施します。 | 文化・スポーツ課 |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 参加人数 | 476人 | 目標値（令和11年度末） 710人 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------|--|--------|
| 58 | げんきフェスタ、あびこ子どもまつり | げんきフェスタ実行委員会との共催事業として、6月下旬に、コホミンにて「げんきフェスタ」を開催します。また、あびこ子どもまつり実行委員会との共催事業として、10月下旬に、アビスタにて「あびこ子どもまつり」を開催します。 | 子ども支援課 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---------------|--|-----------------|
| 59 | 環境学習の推進 | 手賀沼親水広場や水の館を活用し、小学生を対象とした環境学習を実施するほか、小学生向けのプラネタリウム学習番組を提供し、理科の授業に活用します。 | 手賀沼課 |
| 60 | 平和事業の実施 | 戦争や原爆の記憶を若い世代へ伝え、平和の大切さを考えるきっかけとなるよう、中学生の広島・長崎派遣、派遣報告会「平和の集い」、歴代派遣中学生によるリレー講座、我孫子市平和祈念式典、折り鶴づくり運動、折り鶴展等の事業を、子どもや若者を含む多くの市民に携わってもらいながら実施します。 | 企画政策課、指導課、社会福祉課 |
| 61 | 手賀沼船上学習の実施 | 小学4年生～6年生を対象に、手賀沼を遊覧船から観察して、手賀沼の歴史や現状、生態系等を学ぶ船上学習を実施します。 | 手賀沼課 |
| 62 | 青少年相談員事業への支援 | 青少年相談員は、子どもと一緒に遊んだり、様々な体験の場を提供したりすることで、子どもの健全な育成を図るために活動している地域のボランティアです。市内各地で様々な活動を展開する青少年相談員の活動を支援します。 | 子ども支援課 |
| 63 | 二十歳成人式 | 毎年1月に実施する20歳を迎えた成人を対象とした式典で、20歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、我孫子への愛着を深めてもらうことを目的としています。なお、当日の式典の運営及び企画の内容は、市内中学校から選出された成人代表により実施します。 | 生涯学習課 |
| 64 | 子どもの学習・生活支援事業 | 市民団体、社会福祉協議会、市が参加する「我孫子市子どもの学習支援ネットワーク」において、子どもの貧困や学習の問題について検討し、ネットワーク参加者の増加を図ります。様々な主体による学習支援教室等の子どもに身近な拠点を増やし、子どもの登録者数を増やすことで貧困の世代間連鎖の予防を図ります。 | 社会福祉課 |
| 65 | 子ども食堂ネットワーク | 子ども食堂を運営する団体と市、社会福祉協議会、民間企業等が連携・協力し、発足しました。子どもたちの食を通じて、地域住民がつながり、地域の子どものたちにとって安全・安心な居場所として発展していけるよう、情報交換と相互交流を重ねていきます。 | 子ども支援課 |
| 66 | あびこ市民活動ステーション | あびこ市民活動ステーションは、子どもから大人まで、年齢に関わらず市民活動を行っている方やこれから始めようとしている方をサポートするために市が設置した施設です。地域で何かをしてみたいと思ったときに相談できる場所で、市民活動団体の情報を提供したり、団体同士の連携・交流を促進したり、イベントや講座を開催したりしています。 | 市民協働推進課 |

3-5 子ども・若者の権利擁護の充実 **新**

子どもが子どもらしく育ち、様々な経験を積み重ねることで夢を育み、夢のために努力を続けることができる環境を整備するためには、子どもが自分自身の意見を持ち、それを安心して表明できること、尊重されることが重要です。

また、家庭でも子どもと向き合うことができるよう、子育ての不安を軽減するため、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実させます。家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の養育機能を高めるとともに、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------------------|---|--------------|
| 67 | 子ども総合相談の推進 | 子どもに関するあらゆる相談に、来所及び電話、LINE等で対応しています。総合窓口として、相談内容により適切な専門機関を紹介するとともに、助言・指導が必要と判断した場合には訪問等を行い、継続的な支援を行います。また、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーに関する相談を受け付けています。 | 子ども相談課 |
| | 指標 | 現状（令和6年10月） | 目標値（令和11年度末） |
| | LINEでの相談があった場合、翌開庁日の17時までの回答率 | 100% | 100% |

※令和6（2024）年5月よりLINEでの相談を開始したため、現状は令和6年10月の実績を記載しています。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------|--|-----|
| 68 | 子ども議会 | 次世代を担う小中学校の児童生徒に、議会制民主主義の理解や我孫子市のまちづくりに関心を深めてもらうため、2年に1回、実際の議場で行う模擬議会を開催します。 また、議会終了後も各議員からの要望や提案について検討し、学校を通じて市の対応について子ども議員に伝えていきます。 | 指導課 |

コラム

大学生による我孫子の施策提案（企画政策課）

市では、中央学院大学と連携して、令和6（2024）年度に「大学生による我孫子の施策提案」を実施しました。学生が我孫子市に関する施策について企画検討・提案することにより、地域社会への愛着と関心を深め、市の発展に寄与することを目的とした取組で、こども基本法に基づく若者の意見聴取にあたります。

令和6（2024）年度は「我孫子の魅力アップ」をテーマに募集し、19件の応募がありました。事前審査を通過した6団体による発表会では、市の現状や課題を的確に捉えるとともに、学生ならではの視点を盛り込んだプレゼンテーションが行われ、金賞を受賞した団体の提案については、実現に向けて検討します。

コラム

令和5（2023）年4月1日に、子ども基本法が施行され、子どもに関する取組や政策が社会のまんやかに据えられる「子どもまんなか社会」の実現を目指すため、子ども家庭庁が創設されました。

子どもまんなか社会とは、子どもや若者が幸せに暮らせるように、子どもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくことを目指すものです。

こども
まんなか

子ども議会（指導課）

子ども家庭庁は、「子どもまんなか社会」を実現させるため、子どもとともに社会をつくるパートナーとして、子どもの意見を聴き、政策に反映させる取組が広がるよう、推進しています。

本市では、子どもの意見や要望をまちづくりの参考とするため、平成13（2001）年度に、第1回子ども議会を開催し、令和5

（2023）年度に第10回目を迎えました。安全・安心なまちづくりや地域の魅力向上等、様々な分野について、子どもの視点で、これまでに350件を超える質問や提案がありました。

子ども議員の意見を受け、新たな取組や現在行っている取組の中で実施や検討をするとともに、学校や子どもたちに対応経過をフィードバックしています。



二十歳成人式（生涯学習課）



我孫子市二十歳成人式は、市内中学校から選出された成人代表により構成される運営委員会が企画し、式当日の運営を行います。

数回の企画運営会議を開催し、記念品の選定やプログラムの構成等について話し合います。成人代表（若者）の意見を反映し、若いアイデアで、一生に一度の思い出となる成人式を創り上げます。

本市における子どもの意見聴取や 子どもが主体の取組を紹介します！

平和事業（企画政策課・指導課・社会福祉課）

市では、戦後60年にあたる平成17（2005）年から、被爆地への中学生派遣事業を開始し、被爆の実相や平和の尊さを次の世代に伝えていく取組を始めました。

平和の大切さを伝える事業として、広島や長崎に派遣された経験を持つ歴代の派遣中学生が、小



学校全13校を訪問し、小学6年生向けに、自分たちが見て、聞いて、感じたことを次の世代に伝えるために「リレー講座～未来を生きる子どもたちへ～」を平成27（2015）年から行っています。

また、我孫子市平和事業推進市民会議の委員には、中学生のときに広島・長崎派遣を経験した若者も多く、平和に関する教育やイベント、平和祈念式典等の平和事業は、若者の意見を取り入れながら実施しています。

げんきフェスタ・あびこ子どもまつり（子ども支援課）

市では、地域で子どもたちの体験活動の機会を設けることの一環として、「げんきフェスタ」と「あびこ子どもまつり」を市内の市民団体や福祉団体、企業等で構成する実行委員会とともに共同開催しています。どちらも20年以上の歴史があり、子どもと大人が一緒に創り上げるおまつりとして、地域に根差したイベントです。

子ども部門では、子どもたちの中からリーダーを決め、意見を出し、話し合い、お化け屋敷やゲーム等の企画をします。子どもたちの意見をまとめるお手伝いは高校生や大学生が行います。子どもと若者が協働で、企画から当日の運営を行うことで、主体性や社会性、協調性等を養うことができる成長の場となっています。



基本目標4 地域で子ども・若者を見守るやさしいまち

4-1 地域の力で子ども・若者を育む取組の推進

人口減少、核家族化、働き方の変化、生活様式の多様化等により、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。

市内の全小中学校では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、学校と地域の連携・協働を推進します。子育ての目標やビジョンを共有することで、学校と地域が子育てのパートナーとなることを目指します。

中学校の部活動においては、子どもたちが、今後も文化・スポーツ活動に継続的に親しめ、持続可能な活動環境を確保するため、学校も含めた「地域」が主体となって運営する地域クラブ活動への展開を推進します。

子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くため、地域の担い手を増やしていくとともに、地域、団体、関係機関等が子ども・子育て支援に関われるよう連携の強化に努めます。



| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|----------------------|---|-----|
| 69 | コミュニティ・スクール(学校運営協議会) | 「地域とともにある学校」作りの推進に向け、学校・保護者代表・地域代表・有識者等で構成する学校運営協議会を開催します。学校運営協議会では、学校運営方針・ビジョンの承認や教育課程、学校課題の解決、地域学校協働活動の実施、地域貢献などに向けた熟議を行い、「地域総ぐるみで子どもたちを育てる」態勢を築くとともに、「学校を核とした地域作り」を実現していきます。 | 指導課 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------|--|---------|
| 70 | 地域学校協働活動の推進 | 地域ボランティアによる就業支援、長期休業等の学習会支援、部活動補助、図書の整理や読み聞かせ、花壇や樹木の整備などの環境整備、学校行事の準備・運営支援など、学校の教育活動を支援するとともに、地域の教育資源とのネットワークを構築し、地域全体で学校教育を支える仕組みづくり、学校を核とした地域づくりを進めます。 | 指導課 |
| | | 指標 | |
| | 学校支援ボランティア参加延べ人数 | 37,930人 | 40,000人 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---------------------|--|--------------|
| 71 | 子育てサポーターの養成と地域活動の推進 | 子育てサポーター養成講座を実施し、地域の子育てを支援する人材を育成します。講座を修了した市認定の子育てサポーターが、子育て支援施設での交流支援やイベントでのサポート、子育てサークル活動などを行い、子育て家庭を支援します。 | 保育課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 子育てサポーター活動件数 | 53件 | 53件 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------|--|--------------|
| 72 | 中学校の部活動地域移行 | 国・千葉県の方針に則り、中学校の教員が「顧問」として担ってきた部活動を、地域の指導者やクラブ・団体などが担う地域クラブ活動に移行します。子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも将来にわたり活動を継続することができる環境を確保するため、休日部活動の地域移行を推進します。平日の活動については、国や千葉県の動向を注視し、休日の地域移行の状況を踏まえながら検討していきます。 | 文化・スポーツ課、指導課 |
| 73 | あかちゃんステーション | 気軽に授乳おむつ替えができるスペース「あかちゃんステーション」を市内の協力店や公共施設に設置し、乳幼児を持つ親が外出しやすい環境づくりを推進します。 | 保育課 |
| 74 | 自殺対策の推進 | 「我孫子市いのちを支え合う自殺対策計画」では、みんながゲートキーパーのまちを目指して、ゲートキーパー研修をはじめとした事業を推進します。子どもに対しては、人間関係等による様々な困難・ストレスへの対処法、大人に対しては子どもの出したサインに気づき、受けとめ、対処するための情報提供や啓発を推進します。 | 社会福祉課 |

コラム

子育て支援事業（我孫子市社会福祉協議会）

地区社会福祉協議会では、子育て支援事業として、毎月、未就園児とその保護者等を対象に、ふれあい・交流の場を提供しています。手遊びや読み聞かせ、季節のイベントや保健師による育児相談等を企画し、子育ての悩みを共有・相談したり、地域で友だちをつくったり、未就園児が楽しく遊びながら社会性を身に付けられる場となっています。



4-2 安全・安心で生活しやすい環境づくり

子ども・若者が事故や事件に巻き込まれることがないように、地域、保育園・幼稚園、学校、PTA、警察、関係団体等が連携し、対策を推進します。

就学前の児童や学校の児童生徒等に対する交通安全学習を推進し、交通安全意識の普及啓発を図るほか、地域のパトロールの実施やこども110番の家の普及等により、地域防犯の意識の向上を図ります。

また、子どもや子育て家庭が安全に、安心して出かけられるよう、道路や公園、公共施設等についてはバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインの視点に基づく、やさしいまちづくりを推進します。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------------|---|--------------|
| 75 | 我孫子市防犯協議会の活動支援 | 犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域・警察・関係団体による市内一斉パトロールや小学1年生を対象にした誘拐防止教室を開催します。また、「ABIKO Young-Savers☆」による合同防犯ボランティア活動（年2回）を支援します。 | 市民安全課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 市内一斉防犯パトロール一回当たりの平均参加人数 | 351人 | 355人 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------|--|-----------------|
| 76 | 少年センター運営事業 | 少年に対する市内の有害環境をなくすとともに、非行や事故防止を推進するため、少年指導員によるパトロールを実施します。また、広報紙「きずな」の発行やホームページで情報を発信します。 | 指導課 (少年センター) |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 定例街頭指導の回数 | 10回 | 10回 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|--------------|---|--------------------------|
| 77 | 交通安全思想の普及 | 警察署、交通安全協会と連携し、保育園・幼稚園、小中学校等において、交通安全教室を開催します。 | 交通政策課、 学校教育課、 保育課 |
| 78 | 通学路安全対策プログラム | 小学校の通学路や保育園等幼児の日常的に集団で移動する経路、学童保育室の登降室の経路の安全確保に取り組むため、危険個所を洗い出し、必要な安全対策を講じます。 | 学校教育課、 保育課、 子ども支援課 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-----------------------------|---|-----------------|
| 79 | 我孫子市LINE公式アカウントの運用 | 防災・防犯情報や災害時などの緊急を要する情報などを広く発信します。また公式アカウント上の「子ども・子育て相談窓口」で悩みごとを抱える子どもや子育てに対する悩みごとを抱えた保護者などの相談を24時間受け付けています。 | 秘書広報課 |
| 80 | こども110番の家の普及 | 市民全体が子どもを見守ろうという意識の高揚を図ることを目的として、学校・地域・各団体の協力のもと、個人宅や店舗などを募り、子どもが困ったときに援助したり、危険を感じたときに避難場所になったりする子ども110番の家を普及していきます。 | 指導課 (少年センター) |
| 81 | 我孫子市防犯カメラ設置事業補助金 | 安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する自治会等に対し補助金を交付します。 | 市民安全課 |
| 82 | 我孫子市自治会等自動体外式除細動器(AED)設置補助金 | 安全・安心なまちづくりを推進するため、新たに自動体外式除細動器(AED)を設置する自治会等に対し補助金を交付します。 | 市民協働推進課 |
| 83 | バリアフリー情報提供事業 | 障害者・高齢者・子ども連れの方々向けの情報を掲載した「バリアフリーおでかけマップらっく楽!あびこ」をGIS(地理情報システム)を用いて公開します。また、情報を更新するため、市民団体あびこシニアクラブや我孫子市社会福祉協議会と協働で市内各種施設のバリアフリー調査と情報収集を行います。 | 障害者支援課 |
| 84 | 障害者移動支援事業 | 市が委託した事業所のヘルパーを派遣し、障害者等が外出するための付き添い及び誘導、乗り物・階段(段差)・食事・トイレ時等の介助及び誘導、その他、障害者等が安全かつ確実に目的地に達するための誘導を行います。 | 障害者支援課 |

コラム

ABIKO Young-Savers☆(市民安全課)

「ABIKO Young-Savers☆」は、平成26(2014)年に発足した市内5高校(我孫子高校・我孫子東高校・湖北特別支援学校・我孫子二階堂高校・中央学院高校)による”我孫子地区高校生ボランティア活動隊”の愛称です。

それぞれのボランティア活動を行いながら、年に数回、合同で防犯キャンペーンを行う等、地域の安全のために活動しています。

令和5(2023)年度に、これまでの活動が評価され、我孫子警察署署長より感謝状が贈られました。



基本目標5 多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち **新**

5-1 障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者と家庭に対する支援の充実 **新**

発達に支援が必要な子どもを適切な療育や支援につなげるため、多様化する相談に対応できる体制を整備するとともに、子どもの発達特性や成長に合わせた切れ目のない支援について療育・教育システム連絡会を中心に推進します。

こども発達センターは、地域の発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターとして、施設の有する専門機能を活かし、発達に支援が必要な子どもとその家族への相談や支援と、子どもの育ちの場の関係機関が連携・協力しながら地域社会への参加及びインクルージョンを推進していきます。

また、障害のある児童生徒がその能力や可能性を最大限に発揮し、自立と社会参加に向けて生き生きと活躍できるよう、本人・保護者・学校等で必要な配慮や可能な支援を話し合い、合理的配慮に基づく配慮や支援を行います。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|--------------|--|---------------------------------|
| 85 | 療育・教育システムの構築 | 発達に支援が必要な子どもへの、乳幼児期から就学、卒業後の就労までを総合的に支援するための体制を整備します。本部会を中心に、6つの作業部会で支援体制等の検討を行い、ライフステージに応じた切れ目ない一貫したシステムを強化します。 | こども発達センター 教育相談センター 子ども相談課 |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 会議開催回数 | 3回 | 3回 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------|--|--------------|
| 86 | 専門職員による調整・相談・療育等 | 発達に支援が必要な子どもに対して、各専門職が子どもの発達状況を、検査と評価を通して的確にとらえ、適切な支援を行います。また、保護者の子育てについての相談に応じます。子どもの発達状況を明確に保護者に伝え、保護者が子どもの現状理解や障害の受容を通して、安心して子育てができるよう家族支援をします。 | こども発達センター |
| | 指標 | 現状（令和5年度末） | 目標値（令和11年度末） |
| | 一年間に支援した児童数 | 785人 | 727人 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|------------------------------------|--|------------|
| 87 | 就学に関する相談・支援業務 | 発達に支援が必要な子どもの保護者が子どもに適した就学先を選択できるように、子ども自身が学校生活において適応し、集団生活を楽しく送れるように相談・支援します。また、教育委員会、教育相談センターと協働、連携し、就学についての案内や特別支援学級・学校体験の案内、引き継ぎ書を作成します。 | こども発達センター |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | こども発達センターを利用する年長児童とその保護者に対して支援した割合 | | 99.3% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------------|--|------------|
| 88 | 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援 | 児童福祉法に規定する児童発達支援事業として、一人ひとりの子どもに対し発達支援と保護者への支援を行い、日常生活における基本動作の習得、集団生活への適応能力の向上を図ります。部分統合、統合保育、交流保育を保育園と連携することにより、子どもに応じた園外療育と就園・就学支援をします。 | こども発達センター |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 出席率 | | 85.2% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|---|--|---------------|
| 89 | 障害児保育・統合保育事業 | 障害のある子どもが保育を必要とする場合や、こども発達センターに通う子どもで就学前の集団保育を経験することが望ましい場合は、療育専門委員会を開いて、障害児の状態等を話し合い、保育園での保育を実施します。 | 保育課、こども発達センター |
| | 指標 | | 現状（令和5年度末） |
| | 療育専門委員会において保育の実施の決定を受けた子どもが保育園に通園している割合 | | 100% |

コラム

合理的配慮とは…

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指し、令和3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

合理的配慮とは、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて、負担にならない範囲でおこなわれる配慮のことです。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----|-------------------------------------|--|---------------------|
| 90 | 発達支援に関する専門職員の派遣 | 子どもの発達や子育てをめぐる問題に関して保護者が安心して地域で子育てができるようにするため、発達に支援が必要な子どもの早期発見と早期療育を目的として、健康づくり支援課（保健センター）の幼児健康診査、子育て相談にこども発達センターの専門職を派遣します。また、保健師の相談技能の向上も支援します。 | こども発達センター |
| 91 | 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援 | ひまわり園を利用し、その後就園した児童について、必要に応じて、移行支援として保育所等での支援を行います。 | こども発達センター |
| 92 | 相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成 | 発達に支援が必要な子どもやその保護者の相談に応じ、児童福祉サービスの利用に向けてサービス等利用計画を作成します。半年ごとに、サービス利用状況の把握、利用者の現状確認のためにモニタリング（継続児童支援利用援助）を実施し、支援につなげます。 | こども発達センター |
| 93 | 医療的ケア児等コーディネーターの配置 | 医療的ケア児等コーディネーターを配置することにより、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、その子どもにとって、より適切な支援の提供につなげていきます。 | こども発達センター 子ども相談課 |
| 94 | ライフダイアリー普及事業 | 保護者が子どもの成長を振り返ることができ、子どもが福祉的・教育的支援を必要とする際に、情報を支援機関に迅速に提供し、適切な支援を受けやすくするツールとしても用いられるよう、保護者や関係機関に対し活用方法の周知を図ります。 | こども発達センター |
| 95 | 学級支援員派遣事業 | 学級支援員は、小中学校に在籍する教育上特別な支援を要する児童生徒に対して個のニーズに応じた適切な対応をするために、学習面や生活面でサポートを行います。教育相談センターが行った巡回結果を基に、学級支援員の適正な配置を行います。 | 教育相談センター |
| 96 | 教育相談センターアドバイザー事業 | 学校からの要請に基づき、学校生活で何らかの支援を要すると思われる児童生徒について、教育相談センターのスタッフを派遣し助言します。一人ひとりの児童生徒のニーズに合わせ、各校と細やかに連携しながら、学校内で提供可能な支援を継続的に助言します。 | 教育相談センター |
| 97 | 通訳の派遣 | 小中学校に在籍する日本語でのコミュニケーションが困難な帰国子女及び外国人の児童生徒の学校生活を支援するために通訳を派遣します。 | 教育相談センター |
| 98 | 日本語教育 | 日本語を理解することが困難な児童生徒に日本語指導者を派遣し、日本語教育を実施します。 | 教育相談センター |
| 99 | 通訳や翻訳のための機器の導入 | 公立保育園に通訳や翻訳のための機器を導入しました。私立保育園に対しては、新たに機器を購入するための初期費用の補助を実施しています。 | 保育課 |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------|--|--------|
| 100 | 児童通所支援事業 | 0歳から18歳までの児童通所支援を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう公平、適切、迅速に支給決定を行います。日常生活全般を支援する観点から児童通所支援に加えて、ほかの福祉サービス、地域の社会資源等を積極的に活用できるようサービス等利用計画を作成します。 | 子ども相談課 |
| 101 | 育成医療給付事業 | 身体に障害のある18歳未満の児童で比較的短期間の治療（主として手術）で障害が改善される場合、医療費の一部を公費で負担し、自己負担を保険診療分の一割に軽減します。 | 障害者支援課 |
| 102 | 障害者自立支援給付 | 障害者（18歳以下を含む）の自立のため、障害程度や勘案すべき事項（心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、市が個別に支給を決定し、在宅サービスや施設サービス等の利用につなげます。 | 障害者支援課 |
| 103 | 特別児童扶養手当支給事業 | 障害児の生活の向上を図るため（身体・知的又は精神に中～重度の）障害を有する20歳未満の児童を養育している者へ手当を支給します。 | 障害者支援課 |

コラム

外国にルーツを持つ子どもと家庭への生活支援

（企画政策課・秘書広報課・生活衛生課・市民安全課・健康づくり支援課）

市では、外国人も暮らしやすいまちづくりに向けて、第三次国際化推進基本方針に基づき、外国にルーツを持つ子どもと家庭への支援に取り組んでいます。

生活情報等の提供では、市ホームページの多言語翻訳機能による対応のほか、外国語版のごみと資源の分け出し方リーフレットや防災パンフレットの配布、母子健康手帳の交付等を行っています。

また、我孫子市国際交流協会（AIRA）と連携して、外国人のための日本語教室を実施しているほか、あびこ市民プラザ内に外国人相談窓口を開設し、外国人が日常の困りごとを気軽に相談できる体制を整備しています。



5-2 生活に困難を抱える子どもとその家庭に対する支援の充実 **新** (我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

(1) 計画の背景・趣旨

国は、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年「子どもの貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策について推進してきました。令和元(2019)年に同法律は改正され、また、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的として「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直されました。

令和5(2023)年にこども家庭庁が創設、こども基本法が施行され、こども政策が進められています。令和6(2024)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称を改め、こども基本法との連携のほか、妊娠、出産をはじめ、こどもの将来にわたって切れ目のない支援が行われることが明記されました。

近年、子どもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。2022(令和4)年国民生活基礎調査では、令和3(2021)年のわが国の子どもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人の子どもが平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされています。困難を抱える子どもや家庭を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、また、困難を抱える家庭の孤立傾向や問題の複雑化等の課題も顕在化しています。

このような状況を踏まえ、子どもの貧困対策を盛り込んだ自治体こども計画の策定が求められていることを受け、本市でも、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的・計画的に推進していくため「我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を策定します。

(2) 計画策定の位置づけ

本対策計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策計画」として位置づけます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」を一体的なものとして策定しています。

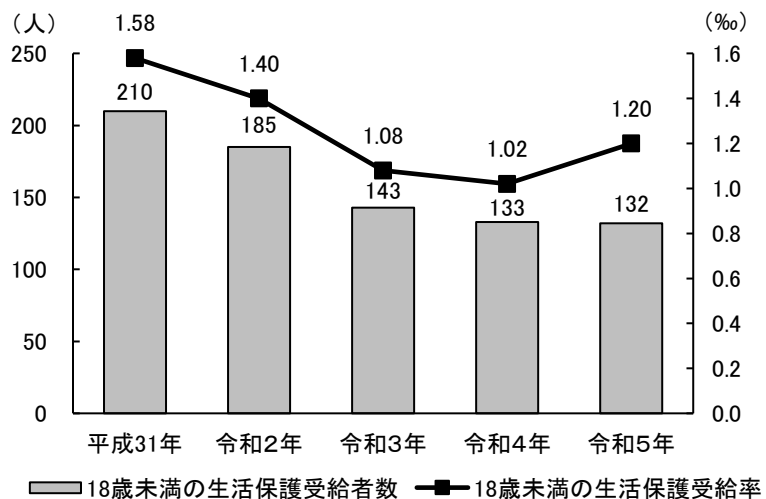
(3) 計画の期間

本対策計画の計画期間は、第五次我孫子市こども総合計画に準じるものとします。

(4) 我孫子市の子どもを取り巻く状況

本市の生活保護を受給している子どもは受給者数、受給率ともに平成31(2019)年より令和4(2022)年までは減少しています。令和5(2023)年は受給率が令和4(2022)年から増加していますが、受給者数は減少しています。

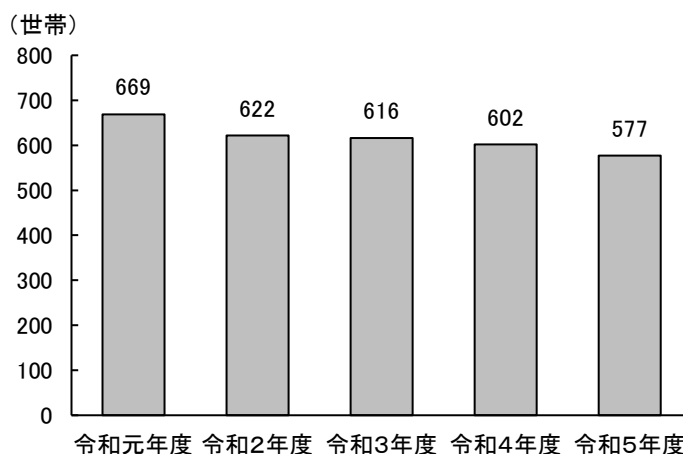
18歳未満の生活保護受給者数の推移



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

本市の児童扶養手当の受給世帯数は減少しています。

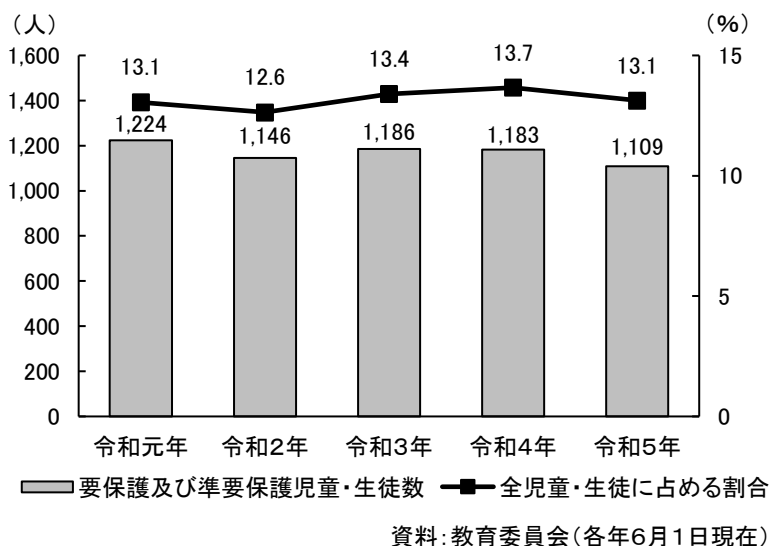
児童扶養手当の受給世帯数の推移



資料: 子ども支援課(各年度3月31日現在)

本市の就学援助認定者について、要保護及び準要保護児童・生徒数は減少傾向にあります。要保護及び準要保護児童・生徒が全児童・生徒に占める割合は約13%で横ばいとなっています。

就学援助認定者の推移



(5) 調査結果からみえる現状 (ひとり親家庭等の子育てアンケート)

1. 調査の概要

| | |
|---------|--|
| 調査目的 | こどもの貧困の解消に向けた対策計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画策定に伴い、子どもがいる世帯の生活状況等の実態を把握するために、調査を実施。 |
| 調査対象者 | 児童扶養手当受給世帯の保護者 705 世帯 |
| 調査方法 | 質問紙による調査 |
| 調査期間 | 令和6年8月1日～8月31日 |
| 配付・回収方法 | 調査票の郵送配付、窓口回収にて実施 |
| 回収結果 | 回答数：320 件 |

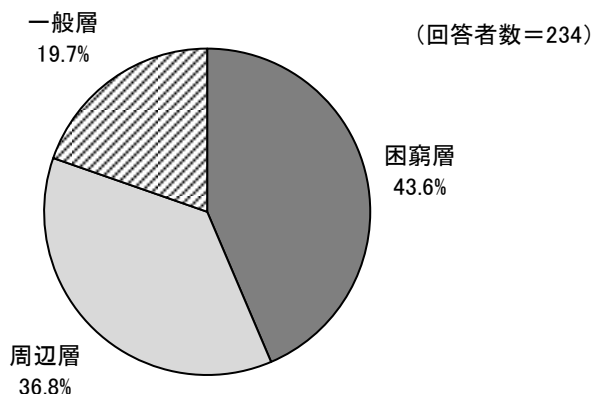
次ページ以降に記載するアンケート調査結果について

- 各設問の回答者数は「無回答」を除いた人数を記載しており、各回答肢の割合についても、その「無回答」を除いた人数を基数として、割合を算出しています。
- 調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しているため、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。また複数回答では合計が100.0%を超える場合があります。

2. 調査結果の概要

①生活困難度

生活困難度については、「困窮層」43.6%、「周辺層」36.8%、「一般層」19.7%となっています。



〈生活困難度について〉

本調査では、「千葉県子どもの生活実態調査（令和元（2019）年度）」「2022（令和4）年国民生活基礎調査」を参考に、以下の3つの基準から子どもの生活困難度を「困窮層」、「周辺層」、「一般層」に分類しています。

| | |
|-----|-----------------|
| 困窮層 | 2つ以上の基準に「該当」 |
| 周辺層 | いずれか1つの基準に「該当」 |
| 一般層 | いずれの基準にも「該当」しない |

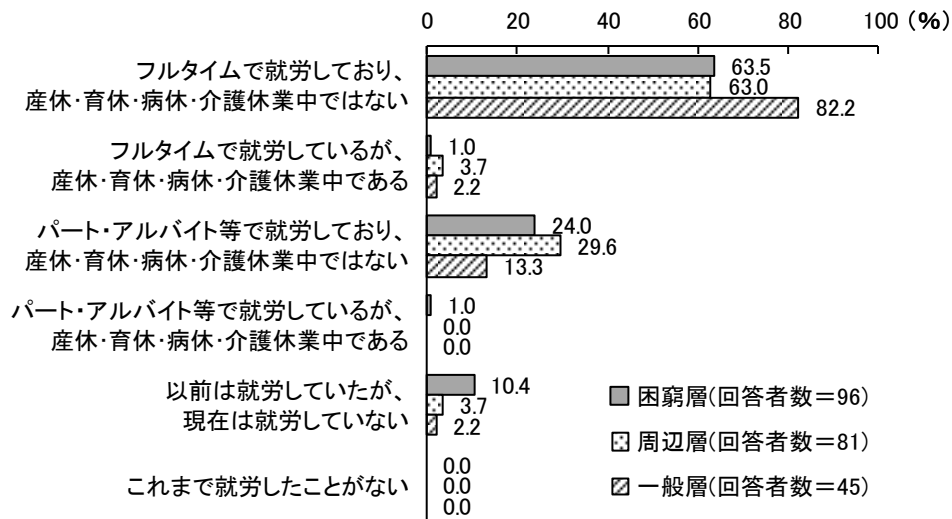
| | |
|-----|--|
| 基準1 | 調査した各回答者の世帯収入と世帯人数から等価世帯所得を計算し、〈基準額〉を下回った世帯が「該当」です。 〈計算方法〉世帯収入÷√世帯人員＝等価世帯所得 〈基準額〉141万円 世帯所得の中央値423万円÷√平均世帯人員2.25人×50%＝141万円 |
| 基準2 | ③購入や料金の支払いができなかったもので「支払えないことはなかった」以外に回答があった場合、「該当」です。 |
| 基準3 | ④家庭の状況で「していない（経済的に）」の回答があった場合、「該当」です。 |

無回答等でこの3つの基準に「該当」するかどうか不明だった場合は、ほかの「該当」の状況によらず、無効となるため、生活困難度を算出できた回答は234件となっています。

②母親・父親の就労状況

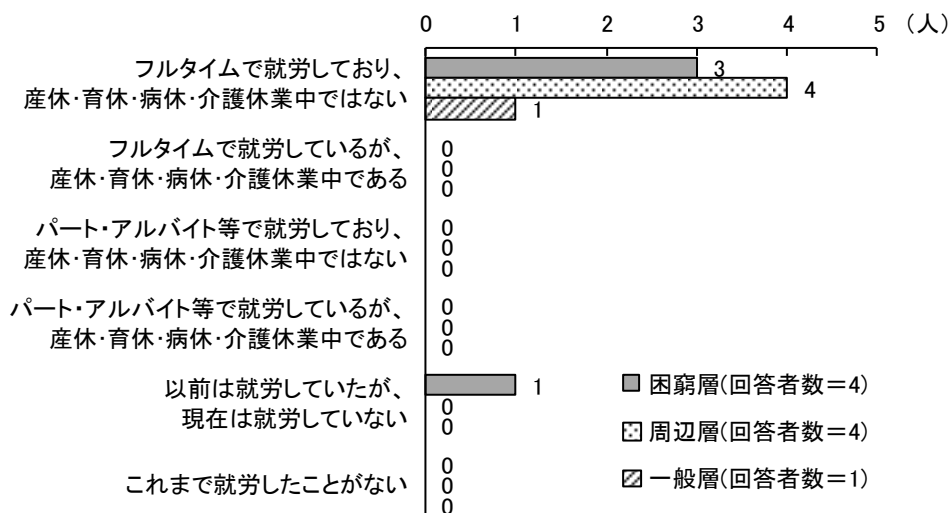
〈母親〉

母親の就業状況については、生活困難度によらず「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。しかし、「一般層」82.2%に対し、「困窮層」63.5%、「周辺層」63.0%でともに約6割となっています。



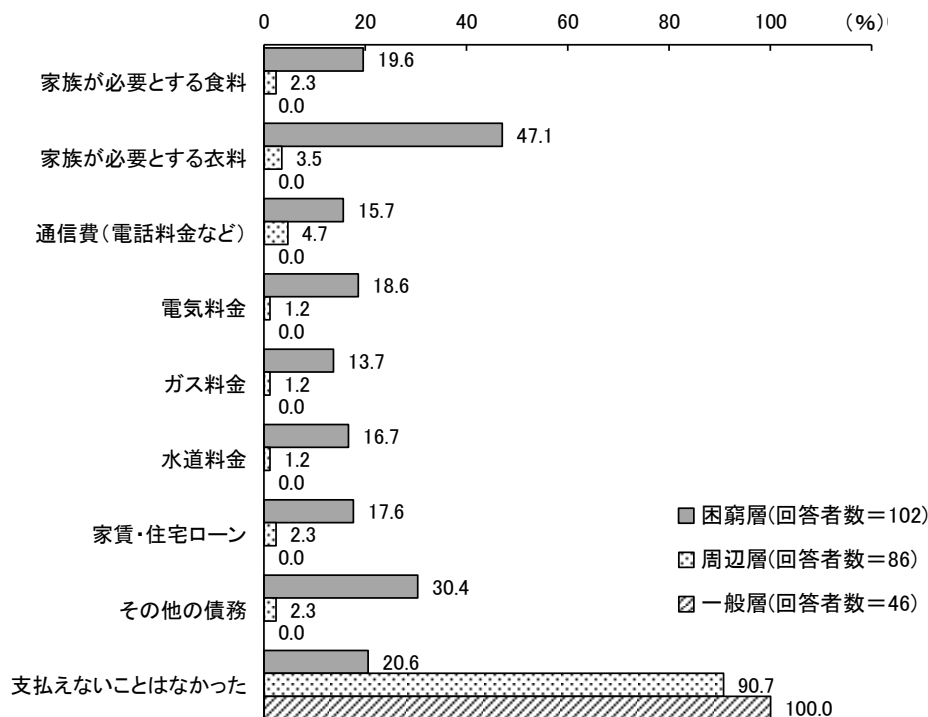
〈父親〉

父親の就業状況については、生活困難度によらず「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。



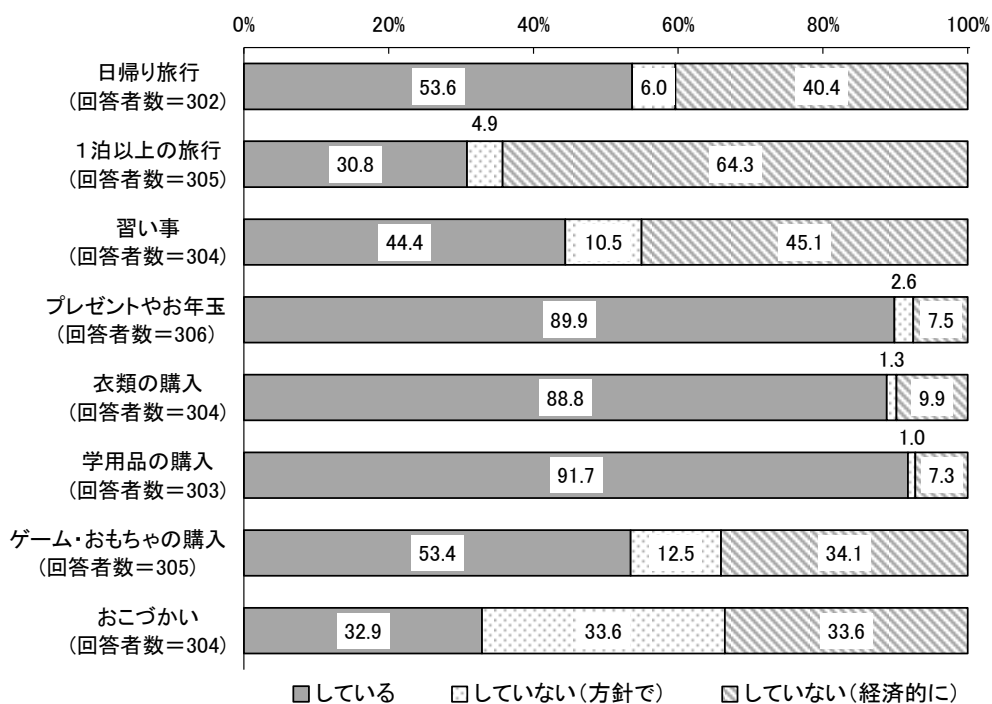
③購入や料金の支払いができなかったもの

購入や料金の支払いができなかったものについては、「困窮層」では「家族が必要とする衣料」47.1%、「その他の債務」30.4%、「家族が必要とする食料」19.6%となっています。「周辺層」では「支払えないことはなかった」90.7%、「通信費（電気料金など）」4.7%、「家族が必要とする衣料」3.5%となっています。



④家庭の状況

各家庭の「していない（経済的に）」については、「1泊以上の旅行」64.3%、「習い事」45.1%、「日帰り旅行」40.4%となっています。



(6) 子どもの貧困の解消に向けた施策の展開

近年、子どもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等等を進め、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心して子どもを育てる環境づくりを進めるため、就労支援等の職業生活の安定と向上につながる支援の充実を図ります。

また、各種手当の支給により、経済的負担を軽減するほか、行政や関係機関の支援を支援が必要な子どもにつなぐ体制を整備していきます。

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------------|---|--------------|
| 104 | 教育扶助(要保護・準要保護児童生徒就学援助)事業 | 小中学校で就学費用の負担が困難な家庭に対して、学用品費、修学旅行費、給食費等の就学に要する費用の一部を援助し、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。また、次年度小中学校に入学予定の子どもがいる世帯には、入学前に入学準備金の援助も行います。 | 学校教育課 |
| | 指標 | 現状(令和5年度末) | 目標値(令和11年度末) |
| | 認定者への交付実績 | 100% | 100% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-----------------------|---|--------------|
| 105 | 母子家庭等(ひとり親家庭)相談自立支援事業 | ひとり親家庭の生活の安定、経済的な自立を支援するため、相談及び各種給付金支給事業(資格取得費用の助成、修学期間の生活費の補助等)を実施します。 ・ひとり親家庭等相談 ・ひとり親家庭自立支援プログラム策定 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 | 子ども支援課 |
| | 指標 | 現状(令和5年度末) | 目標値(令和11年度末) |
| | 経済的自立を目指す相談者の就職率 | 43.0% | 45.0% |

| 通番 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------|--|--------|
| 106 | 児童扶養手当支給事業 | 18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者等を監護養育するひとり親等に対して、児童扶養手当を支給します。 | 子ども支援課 |
| 107 | ひとり親家庭等医療費等助成事業 | 18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者等を監護養育するひとり親等に対して、医療費を助成します。 | 子ども支援課 |
| 108 | 母子生活支援施設への入所措置 | DVからの避難、母子での生活に困難を有する者等を施設に入所措置し、保護及び自立に向け支援します。 | 子ども支援課 |
| 109 | 助産施設への入所措置 | 保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けられない者を助産施設(医療機関)に入所措置し、安心して出産できるよう支援します。 | 子ども支援課 |
| 110 | 生活保護受給者等就労自立促進事業 | 就労支援員が生活に困窮している人に対して、早期に就職できるようハローワークと連携し求人情報の提供、ハローワークへの同行、ハローワーク巡回相談、求職者支援制度や各種セミナーの紹介、履歴書等応募書類の作成、就職面談の指導等の就労支援を行います。 | 社会福祉課 |

コラム

制服バンク事業（我孫子市社会福祉協議会）

卒業等で使用しなくなった制服等を提供（寄付）していただき、経済的な理由で制服等の購入の難しい方や必要な方へお渡しする福祉とリユースの活動で、我孫子市社会福祉協議会が実施しています。SDGsの理念に沿って持続可能な地域社会を目指し、社会貢献活動（寄付文化）や思いやりの気持ちを推進させることにも繋がる“環境”にも“人”にもやさしい取組です。



コラム

フードバンク

《 たすけあいバンク我孫子 》 たすけあいバンク事業
（我孫子市社会福祉協議会）

たすけあいバンク我孫子は、市民同士の“たすけあい”の橋渡しを担う事業で、市民の皆さんや企業等から食品や生活用品の寄付を募り、生活に困窮されている方や子ども食堂に無料で提供しているほか、「フードバンクちば」を通して千葉県内の福祉関連施設や支援団体へ寄付されています。



《 フードバンク手賀沼 》

フードバンク



フードバンク手賀沼は、行政や社会福祉協議会と連携し、我孫子市を中心にフードバンク活動を行っています。子育て世帯、特にひとり親家庭等に食品の支援を行っています。子ども食堂等を通して、食品ロスの解消と困っている方への支援をつなぎ、「もったいない」を「ありがとう」へと変えていきます。食を通じて人と人がつながり、日本人が昔から持っている「困ったときはお互い様」の助け合い精神で、お互いが助け合える社会を目指します。

《 とうかつ草の根フードバンク 》

現在、東葛飾地域では、100軒近くの子ども食堂が活動しています。とうかつ草の根フードバンクは、6市の子ども食堂ネットワークが運営するフードバンクとして令和元（2019）年11月に誕生しました。テーマは「子ども食堂からその先へ、食と安心を届けます」です。企業や団体、個人の皆さんからの寄付や協力を得て子ども食堂の活動をバックアップしています。



物品や情報の流れ

